

# 令和元年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和元年6月16日 日曜日 (午前10時開議)

## 出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

## 欠席議員 (1人)

10番	堀田	一徳
-----	----	----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	中 原 敬 介
健 康 推 進 課 長	川 内 和 哉
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩 樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	森 文 博
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

## 議事日程

### 第1 一般質問

**議** **長** ご起立ください。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。堀田一徳議員からは欠席の届出が出ております。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

**議** **長** 日程第1、一般質問を行います。

先ほど申し上げましたが、当初予定しておりました堀田一徳議員の一般質問は、本人申し出により取り下げとなっております。本定例会での一般質問の通告者は8人であります。これから通告順に従って質問を許可いたします。まず、田口一信議員。

**8 番 田 口** 私は2項目について通告をいたしておりますので、質問をいたします。まず第1点目は石木ダムについてでございます。

私は今回の4月の選挙運動の中で、石木ダムの問題について個人演説会を開いて、詳しい説明をいたしましたけれども、県が造る、この石木ダムの構造は、県が造る治水ダムに嵩上げをする分を佐世保市が負担をして、利水容量を確保するっていうふうな仕組みになっておるということ。したがって、川棚町民にとっては佐世保市の利水は議論をする必要がなく、治水のみが川棚町民にとってのダム建設の意義であるといったような基本的なことについて、町民の理解がまったく不十分であるというふうなことを感じたところでございます。技術的な内容は不要ですけれども、町民の安全・安心のためのダムであるということは、もっと町が力を入れて説明をしないとなかなか地権者及び一般町民に理解が広がらないなというふうにと感じた次第でございます。したがって、次の4点を質問いたします。

まず1点目ですけれども、土地収用委員会の裁決が出まして、事態は新たな段階へ進んだのですけれども、地権者の方たちの円滑な移転を進めるためにも、地権者の方及び一般町民の双方の正しい理解を深める必要があると思います。これにどのように取り組んでいかれるのか、その考えをお聞きします。

それから②地権者の方たちは、土地を収用されて、一定の期間内に移転しなければならないという義務を負うことになったわけであります。その移転については、町も積極的に支援をすべきだと思います。例えば支援を、例え

ば移転先となりうる宅地を一般町民から募集して、地権者に斡旋をするという具体的な支援をすべきだと思いますけれども、そういったことはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

3点目ですが、佐世保市の利水は先ほど関係がないと言いましたけれども、この佐世保市の利水があるために、町内の指定地域で水源地域整備事業が行われるというメリットはあります。これは、町道整備など町が事業主体となる事業も多くなるはずなので、その内容の詰めなどは、町が中心となって進めるべきであろうと思います。これについては、どのように進んでいるのかお聞きしたいと思います。

それから4点目ですが、水源地域整備計画というものが策定をされるのですけれども、これは一定の指定された地域に関係する計画なのですけれども、それに合わせて石木ダムが完成した暁の川棚町全体の町づくりについて、町としてのビジョンを示すべきではないかというふうなことを思っております。この以上の4点について、石木ダムに関連してお聞きいたします。

第2項目目ですが、次のページになります。東京オリンピックの聖火リレーについてお聞きいたします。

東京オリンピックの聖火リレーのコースが先般発表をされておりますけれども、東彼杵郡3町がすっぽり抜けております。入っておりません。3町共同で、そのコースに入れてもらえるように要望してはどうかというふうなことを思っております。

ここで、私は要望してはどうかという通告をいたしましたけど、もう少しこのリレーコースそのものについて疑問点があるので、もうちょっと具体的に申し上げたいと思います。

まず1点目、島原から上陸して、雲仙市まで行って、あとは壱岐、上五島って飛ぶわけですが、島の方に飛ぶときには聖火がそのまま行くんじゃなくて、瞬間タッチで移動するというふうな考えのようであります。すなわち、雲仙市でリレーが終わったら即壱岐で走り始めると。壱岐で終わったら上五島で走り始めるというふうな瞬間タッチで移動するんだそうですが、それにしても1日目、上五島から諫早へ飛んで、諫早から大村へ行って、大村から長崎に飛ぶと。それで終了ってなっています。それが、大村から長崎へ飛ぶのがおかしいなと思っているんですが、もし陸路だとすると、大村か

ら諫早を2回通ることになります。

それから2日目ですが、長与から出発して、時津と行って西彼杵半島を  
行って、また下五島に行って、対馬に行って、松浦に行くと。今度は北松  
を通過して佐世保がゴールとなっておりますので、東彼杵郡はカットされてお  
ります。

しかも、翌日は佐賀県なんですけど、佐賀県は太良町が出発点になるん  
です。諫早の横の。新聞の記事ではですね、佐世保から太良町への道はす  
ね、「・・・」と。川棚、彼杵、大村と点線が引いてあって、太良町まで引  
いてあります。なぜ点線なんですかね、と。東彼杵郡はなぜカットされたの  
かなというのが非常に疑問です。佐世保から太良町に行くんだから、必ず陸  
路で川棚、東彼杵、大村は通るはずですよ。諫早も通ると思います。したが  
って、2日目に大村、諫早を入れてもよいと思いますし、1日目に上五島から  
諫早へ飛ぶくらいなら、上五島から波佐見に通って、飛んで、波佐見、川  
棚、東彼杵、大村、諫早、長崎と行けばいいのについていうふうなことを思  
うのです。コースの取り方がなぜこうなっているのかわからない。いかにも時  
間の都合という感じがしてしょうがないんです。ので、単に要望するんじゃ  
なくて、これはこういうところがおかしいんじゃないのというような指摘を  
しながら要望をしていかれたらどうかなというふうなことを思っております。  
以上、質問をします。よろしくお願ひします。

**議 長** 町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。今、田口議員から2項目にわ  
たってご質問いただきましたので、それぞれお答えをいたします。

まず、1番目の石木ダムについてでございますが、これにつきましては  
少し経過等も説明しながら答弁をさせていただきますので、少し時間がか  
かるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

石木ダム建設事業は、川棚町にとりましても長年の懸案事項であり、町  
政の最重要課題の1つとして取り組んできたところでございます。川棚町  
は過去、昭和23年9月、昭和31年8月、昭和42年7月、平成2年7  
月と、死傷者や住宅崩壊、床上・床下浸水など甚大な被害を経験している  
ことから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であり、住民の安全・  
安心を確保することは行政の責務であり、河川管理者である長崎県が、石

木ダムが一番効果的で、有益性があるとされていることを受け、石木ダム建設事業にはこれまで推進の立場で取り組んできたところでございます。

石木ダム建設事業には、今なお反対されている13世帯の地権者の皆様方に対しましては、既に移転されている8割の地権者の方々もおられますので、そこに住み続けたいという思いは理解できますが、ダム建設事業にご理解をいただき、1日でも早く話し合いでの解決を今でも願っているところでございます。

また、川棚町議会におかれましても、これまで推進の立場で取り組んでいただいております。平成7年3月、平成20年9月、そして平成25年6月と3回にわたり、石木ダム建設に関する決議を行っていただき、推進の立場で取り組んでいただいておりますことに、心から敬意を表する次第であります。それでは、議員から4点についてのご質問をいただいておりますので、順次、お答えをまいります。

まず、第1点目ではありますが、石木ダム建設予定地の収用裁決に関しましては、平成27年6月に迂回道路部用地が裁決されており、平成27年7月にダム本体収用、ダム本体部用地について平成28年5月に、中・上流部用地につきまして裁決申請及び明渡裁決の申立てがなされ、2件とも令和元年5月21日に権利取得裁決及び明渡裁決がなされたところでございます。

今回の裁決に関して中村長崎県知事が、「本来であれば地権者の皆様方のご理解を得て、円満に土地を譲っていただくことが一番だが、任意での解決に至らず残念である」と。また、「しかし、石木ダム建設は抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠であり、自然災害が頻発する中で、行政の最重要課題であり使命である。今後はまず裁決にしたがい、期限までに円満に土地を提供していただくのが一番だが、工事進捗状況、訴訟の状況等を総合的に判断し、あらゆる選択肢の中から判断していかなければならない」と。こういった発言を記者会見でなされております。

田口議員ご質問の理解を深める取り組みにつきましては、これまで長崎県として「ダムだより」、「水のわ」や「つたえる県ながさき」などで町民に周知をされており、一定の理解は得ているものと思っておりますが、

今後もし必要であれば、長崎県と十分協議をして取り組んでいきたいと、このように考えております。

2点目の移転者への支援の考え方についてであります。長崎県において、石木郷に代替地が既に整備をされているところであります。しかし、移転者個々の考え方もございますので、その考え方に沿った支援が必要であると、このように考えており、町といたしましてはその個々の考えを尊重した支援について、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところであります。

したがって、ご質問にありますように、移転先の一般町民からの募集につきましては、現時点で取り組むことは時期尚早ではないかとこのように考えておりますので、ご理解を賜わりたいと存じます。

なお、町のダム対策室職員は、移転者の生活再建に係る研修会などに参加をするなどして、一定の対応ができる体制は整えているつもりであり、ダム事業にご理解を得て、家屋移転された約8割の方々の移転に関しても、町としての立場で支援をしてきたところでございます。

3点目の水源地域整備計画の推進についてであります。石木ダム建設事業の川棚町のメリットは、1点目でもお答えいたしましたように、川棚川の治水対策による町民の安全・安心の確保と、石木ダム水源地域整備による交流人口増加などの町の活性化につながる事業が実施できるということにあります。また、これらの整備事業にかかる川棚町の事業負担分については、水源地域対策特別措置法第12条の規定により、利水受益者である佐世保市に応分の負担をしていただけるということも大きなメリットの1つであります。

そこで、水源地域整備計画につきましては、ダムができることで周辺地域の環境は大きく変化することとなりますので、地域にお住いの皆様の生活の安定と福祉の向上を考えたインフラ整備など、新しい環境に応じた地域振興を目的に立案する計画であり、県と町が事業主体となる事業であります。また、同計画は水源地域対策特別措置法の規定により、水源地域としての地域指定が必要であり、その地域において整備計画が認められることとなりますので、長崎県におきましては平成31年1月に指定の申出を国土交通大臣に行い、同年3月29日、同年31年3月29日付で岩屋

郷、木場郷及び石木郷の区域が指定をされたところであります。

水源地域整備計画の進捗状況につきましては、石木ダム周辺の整備に関して、平成19年10月に町が設置いたしました石木ダム水源地域まちづくり委員会、委員構成16人で、平成20年8月25日までの間で7回の委員会を開催していただき、同年9月4日付で水源地域整備計画について提言書をいただいたところであります。その後、この提言書を受け、町内部で検討を重ねて、平成22年1月に長崎県に水源地域整備計画の素案を提出しているところでもあります。また、平成13年3月には、長崎県が設置されました石木ダム周辺整備構想検討委員会が石木ダム周辺整備について基本理念と施策の方向性について提言書がまとめられ、同年6月に長崎県に提出されているところでもあります。

以上のような進捗状況であります。水源地域整備計画はまだ決定される状況にまで至っておりませんので、現状で整備計画をお示しをすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

4点目の町としてのビジョンを示すべきではないかについてであります。第5次川棚町総合計画並びに後期基本計画にそのビジョンが示されており、「石木ダム建設に伴い、やすらぎのある生活環境づくりを進めるとともに、活発な交流が生まれ、川棚町のまちづくりの新たな拠点となるような魅力的な地域の創出を図ります。」とあります。したがって、水源地域整備にあたりましては、その基本計画に沿って取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

次に2問目の東京五輪の聖火リレーに関するご質問にお答えをいたします。第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会が、来年の7月24日から9月6日まで開催されることになっており、各地においてさまざまな機運醸成の取り組みが進められるとともに、観戦チケットの販売も開始されたことから、大変盛り上がってきているところでもあります。

本町におきましても、機運醸成の取り組みとしてオリンピック・パラリンピックフラッグツアーに県内10市町で参加し、川棚町中央公民館でオリンピックフラッグとパラリンピックフラッグを展示をしたところでもあります。そして、オリンピックが迫ってきたことをさらに実感できる一大イ

ベントとして、3月26日から実施されますのが、全国47都道府県で行なわれる東京2020聖火リレーであります。その聖火が通過する日程や、市町村等の情報が6月1日に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から一般に公表を、公開をされたところであります。

そこで、まず県内の聖火リレーのルート決定に至った経過をご説明いたします。聖火リレーのルート選定に係る役割分担につきましては、ルート選定基準の設定や、都道府県の実施日数、実施日の設定、走行路、沿道観戦の運用方針の決定など、基本的な事項を東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行い、都道府県内の走行市町村の設定、警察への道路使用申請などを都道府県が行うこととされており、市町村は詳細ルートの設定、道路利用や警備の計画策定などを行うこととされております。長崎県におきましては、大会組織委員に協力して、長崎県内における聖火リレーを実施するため、県が東京2020オリンピックの聖火リレー長崎県実行委員会を昨年8月に設立し、県内走行ルートの選定を行ってきたところであります。

そして、県から示された聖火リレーのルート選定の条件といたしましては、1つ目が市町村内でのリレー実施主体が市町であること。市町村内の交通整備、警備、出発式及びミニセレブレーション、これは祝賀イベントを指すわけではありますが、これも市町で実施し、費用もすべて市町が負担をする。3点目が、交通規制が片側2車線を規制とするとのことでありました。

そして、昨年6月に聖火リレーの県内走行ルートに関する参加意向調査が実施をされたところであります。本町といたしましては、町民の皆様方が直接オリンピックに参加したり、身近に感じるいい機会でもありましたので、また、その様子はメディアを通じて国内外に広く発信されることから、前向きに取り組むことで担当に指示をし、検討させましたが、聖火リレー実施に多額の費用を要すること、そしてリレー実施区間を、実施時間中に車両通行止めにしなければならないこととなっており、片側2車線区間が本町にはないことから断念をしたところであります。また、波佐見町、東彼杵町につきましても、本町と同様な状況により、参加しないこと

を既に決定をいたしております。

したがいまして議員から、3町共同でコースに入れてもらうように要望してはどうかとのご質問をいただきましたが、その実現は不可能であり、要望する考えはありませんのでご理解を賜わりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** それでは再質問をいたします。全般的に主旨としては私の考えに沿ったような答弁であったと思いますけれども、より具体的に質問をさせていただきますが、まず1点目の理解を深めるためにいろいろ県と協議をして取り組んでいくというようなことについてですけど、私は前から思っていたことを申し上げますと、やはりいろんな節目が、この石木ダム問題についてのいろんな動きの節目節目があったときにですね、町長のコメントを出していただいて、やはり協力をこれこれこういうことだから協力をお願いしたいというようなコメントを出していただくのがよかったのではないかなというふうなことを思っております。今回も収用裁決が出たっていうのが新聞報道に、報道されたときに、まだ連絡が来ていないのでというふうな感じの対応になっちゃったんだと思うんですが、それはやむを得ないんですけども、後日やはりその収用委員会の裁決が出たということで、正式にきちんと連絡が来た時点でこういうのを、自分達も連絡もらったのでご協力お願いしたいというような記者発表みたいなものですね。そういったものをずっとして行って、町もやはり、ぜひとも石木ダムの実現を望んでいるんだなというその姿勢をですね、もうちょっと強く見せてほしいなと。なかなか町民全体がですね、わからないわけですよ。佐世保のために何でダムを造らないかのかというふうなことを考えている人が多いわけなんです。そうじゃなくて、川棚町民の安全のためにダムを造るんだという、そこをきちっと理解をしてもらうためにはですね、節目節目で取材があって答えるんじゃないかと、町長の方から記者発表をするというような格好で発信をしていただきたいというふうなことを思って、ずっと思ってきたんですけど。もっと言えばよかったですけど。そういうふう積極的に発信をしていただきたいと思うんですけど、そこについてのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい。お答えします。いろんな節目節目がありまして、これまでそういった機会の中で、もう少し積極的にというお話でありましたけど、まったくそういう反省をいたしております。ただ、やっぱり反対されている地権者の思い、あるいは移転されて既に各地でお住いの方の、いわゆる旧地権者の思い、そういったいろんな思いがありまして、そこに住み続けたいという思いは、同じ川棚町民としては十分その気持ちは理解できますので、そういった気持ちを損なわせるような発言はやはり町長としては控えたいという思いもありまして、これまで積極的な発言をしていなかったということについては自分自身反省もしているところでございます。やっぱり町としては、町行政としては町全体に係わることを考えながら、そしてそれに対してどう協力をしてもらえるかということは常に考えてはおるところでございます。そういった中で消極的だったというご意見については、そうかもしれないと反省をするところがございます。以上でございます。

**議** **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 地権者の方達の気持ちというのは非常に、私達もわかっているつもりでございますし、それをわかっているけれどもですね、どうしてもこのダムというものは、町民の安全のためにどうしても必要なんだと。どうしても必要であれば、地権者の方達には移転をしてもらわないことには問題は進まないのですよね。何とか、ご理解をお願いしたいという気持ちをですね、私達も思っておりますし、町長も、これからももっと強く発信をしていただきたいと思いますと思っております。

それで、2点目に関連してですが、一般町民からの代替地の募集は時期尚早だというふうなお考えが示されております。それはそういう判断もあり得るかなと思いますが、私が申し上げたいのは、一般町民の方達にそのような募集を呼びかける、そういう空いている土地はありませんかというような呼びかけること自体がですね、やはり町民の理解をより深めるというふうなことになるので、そういう呼びかけたらどうですかというふうな意味合いで言うておるわけなんです。具体的には、しかし、斡旋するのはそんなにないかもかもしれません。例えば、町有地の空いているところはない

のかとかですね、そういうふうなことも考えたりしておるんですけども、そういった具体的に、だからそういうふうな代替地を斡旋するような具体的行動をしないといけないんじゃないですかという意味でこの2点目は言っているんです。当面、例えば町有地のここが空いているよというようなことをですね、今現在わからなくてもですよ、そういうふうな提供でもされるといふ考えはないのかということをお聞きしたいと思います。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。お答えします。まず、今回のダム建設事業で移転を余儀なくされている方、既にされた方、合わせて67世帯ございます。そのうちの54世帯が既に移転をされているわけでございます。その54世帯の中でも、県が準備いたしました石木郷の代替宅地には21世帯が移転をされております。それ以外は町内外ということで移転をされたわけでありまして、そういったことを考えてみますと、移転をしてもらうということは、その移転をされるご本人さんの気持ちを十分尊重しなければならないかというふうに私は考えております。しかし、石木郷の代替地につきましても、全区画29区画でありますけれども、残りは8区画しかありません。したがって、それでは不足をしますので、当然別の代替地が必要になってくるわけでございます。そういった状況に、移転をしていただく状況にまずなることが大事でありまして、もしなつた場合には、町が積極的に支援をしていきたいというふうに思っております。したがって、現時点では町有地の遊休地とか、あるいは個人から募集して代替地を設定するとか、そういったことについてはまだ時期尚早ではないかこのように考えます。

**議**            **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 今、最後に言われた町が積極的に支援をするというその言葉が大事だと思うんです。移転については積極的に支援をするつもりなので、早急に考えてほしい、協力してほしいというふうなことを言ってほしいと思うんです。移転をされる場合には、町が積極的に支援をするというお考えをいただいたのでですね、ぜひそのような姿勢でですね、取り組んでいただきたいと思います。

次に、水源地域整備計画についてですが、先ほど経過の答弁がありました

たが、今年の3月29日に指定がなされたわけなので、これから具体的に計画がつくられていって、実際には国土交通大臣が計画を告示するということになるんだろうと思うんですが、その素案になっているのは、答弁の中にありましたように、平成19年からまちづくり委員会というのを開催をして検討した内容がその土台になっているというふうに考えられるんですけども、もう10年以上経っているんで、これから内容を詰めるのであれば、もう1回その内容を考え直すというか、現時点での内容にしてもよいのではないかと思われるわけなので、もう1回町内でそういったまちづくり委員会的なものをつくって、これから水源地域整備計画の具体化についての、具体化をしていくという取り組みはなされないものかなというふうな、そういう意味でこの問題はお聞きしておるんです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。水源地域整備計画は、先ほど壇上で答弁いたしましたように、平成19年にまちづくり委員会を立ち上げて、そして素案を策定したと。それから22年に県に提出をしたということでもありますけれども、その分もですね、町と県においては、この事業が実現がどうなのかということ、あるいは、事業は当然国の補助を受けながら実施をする事業もありますので、果たしてその国の制度にあうのかどうか、これまで随時検討してきて、そして現在の姿になってきております。これにつきましては、もっと住民の皆様方に早く公表して、そしてご理解いただきたいと思っているわけですが、なんと申しましても、冒頭で言いましたように川棚町の事業負担分を佐世保市に負担していただくということもありますので、これの公表については、やっぱり県と市と町、同時に行うべきだということを考えておまして、未だ実現には至っていないんですけど、私といたしましては早く公表できるように体制を整えてもらいたいということで、県には常々、担当の方には要望をしているわけがございます。そういったことで、改めて委員会をつくって見直しをするということは、現時点では必要ないものというふうに判断をいたしております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 4点目のビジョンについてですけれども、総合計画がありますというような答弁でありましたんですけども、総合計画でちょっとわか

りづらいなという感じがするのです。石木ダムが完成したという暁ということは結局町内の、特に下流域の安全度が増すってということになわけですから、やはり今までの総合計画とはまだ考えが違っててもよいのではないかというふうなことも思うわけなんですよね。今作っている総合計画でそのままいきますというのは少し疑問だなと。やっぱり、ダムができたならこうなりますというビジョンを示すべきではないかと思うんですけど、そこについてはどうですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えいたします。先ほど答弁をしたのは、要は石木ダム建設によって、その周辺整備がどうなるのか、あるいはそれをどう活かしていくのかということについてを想定して答弁をいたしましたので、少し、今、再質問を受けてわかったわけですが、要は、石木ダムの完成によって下流域の安全度が増すと、そういったことから町全体のビジョンを考え直すべきではないかというようなご質問だろうと思うんですけど、それは今後そういう方向で進めていきたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** それでは、聖火リレーのことについてですけど、これまでの、実は県と町とのやり取りの経過など、私達はまったく知らなかったの、そういった、あらかじめ打診があって結局お断りをしたというような経過になっているということのようで残念なんですけども、先ほどの説明です、疑問が起きたのはですね、片側二車線でないから断念したみたいなお話でしたけども、壱岐も対馬も五島も片側二車線というところがあるんかいなという、そこが疑問なので、片側二車線というのはそんなに厳しい条件なのかというのがいまいまいちわからないんですけど、どうなんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。まず、先ほど答弁の中で断念した理由を2つ挙げました。1つは、これにかかる経費が多額になるということで、それを主催者独自で負担をしなければならないと。そこで担当にいくらかかるのか試算をさせましたら約2,000万だと。何十年に1回あるオリンピックで、2,000万が多額の費用になるのか、費用対効果はどうなのかというこ

とも判断をさせました。

そしてもう1つは、今議員がおっしゃった片側二車線の道路でなければいけないというこの条件。今、離島でも片側一車線じゃないかということで、そこで実施できるか疑問を感じるという発言がありましたけど、この205号線の状況と、離島の片側一車線の状況は全然違うと思います。まず、この205号線は、もし事故等があったら1時間も渋滞するようになり抜けがございません。そして、このオリンピックでは1時間完全に通行止めになるということでもありますので、空港等においでになるお客さん等、十分事前からその周知をしていけばと思いますけれども、やっぱり1時間交通を遮断するという事は相当大的な影響があるのではないかと、このように考えまして断念をしたところでございます。

**8 番 田 口** 終わります。

(10:44)

**議 長** ここでしばらく休憩をいたします。

(10:45)

(…休 憩…)

(10:59)

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、波戸勇則議員。

**1 3 番 波 戸** 13番、波戸勇則です。通告にしたがい、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費について質問いたします。通告ではわかりやすく給食費と言いますが、主食費以外の副食費の無償化ということで質問をいたします。

日頃より本町においては、子育て世帯に対する子ども医療費助成制度や保育料の第二子以降無料化など、さまざまな負担軽減策を推進していただき、多くの町民の皆様方から感謝の言葉を聞いているところでございます。

令和元年10月より消費税引き上げに合わせて、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育等を利用する3歳から5歳までの子ども達の利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの利用料を無償化することとしております。この幼児教育無償化は、平年度化すると約8,000万円の財源が必要となり、財源負担については国2分の1、県4分の1、町4分の1とさ

れておりますが、初年度については全額国費で負担することとなっております。

さて、今回の幼児教育の無償化については、保護者が直接負担している費用の通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外とされ、特に食材料費、いわゆる給食費のことですが、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、保育の無償化においてもこの考え方を維持することを基本としております。国としても保護者の負担が増えることがないように、生活保護やひとり親世帯等については引き続き公定価格内での副食費の免除を継続するとともに、副食費の免除対象者を年収360万円未満相当世帯まで拡充することになっております。

しかし、無償化といいつつも、年収360万円相当を超える世帯では、特に2号認定の子どもを持つ保護者にとっては、給食費というまったく新しい負担が発生することになります。国はこの給食費の徴収額はおおむね4,500円としていますが、実際にかかった費用に応じ、各施設において設定することができます。施設における給食や食育は、子どもたちの発達を保障するために大変重要であり、栄養バランス、地産地消への取り組みやアレルギー、宗教、障がいなどによる配慮が必要な子ども達一人ひとりに対応した食事の提供を行っております。

県内では雲仙市が当初予算で、給食費を含めた無償化となるようございます。本町においても子育て世帯の負担軽減、少子化対策の観点から、本町の子育て支援策のさらなる充実のために、給食費を含めた無償化はできないか。以上、質問いたします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 波戸議員のご質問にお答えいたします。幼児教育・保育の無償化は議員ご質問のとおり、幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が今年5月に可決成立し、10月から施行されることとなったところであります。この新制度は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速させるもので、生涯にわたる人格の形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものとなっております。

現在の保護者の負担には、保育料、食材料費、行事代、バス代などがありますが、今回の制度改正により、3歳から5歳までの保育料は無償化となりますが、食材料費については無償化対象外となるため、これまでどおり一部の方を除き、保護者が負担することとされております。

この食材料費の副食費を無料化できないかのご質問であります。今回の制度改正では副食費においても一部無料化の対象者は拡大されているところであります。

そこで、本町の5月末の園児を新制度に当てはめてみますと、副食費を保護者負担とする園児は、1号認定で63名、2号認定で135名、計198名となっているようであります。この約200名の副食費を助成するとなると、一人あたりの月額は、今議員がおっしゃったように4,500円と見込まれておりますので、年間総額約1,100万円の財源が必要となってまいります。

今回の制度改革で保育料が公費負担となり、新たに副食費の負担が生じる保護者も、総合的には負担が軽減されること、また、副食費無料化を実施した場合の財政的な問題もありますので、今後検討していきたいと、このように考えております。まずは制度改正による保育料無料化の事務手続き等遅滞なく確実に実施をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜わりたいと存じます。

なお、今回の制度改革により、本町独自の無償化制度、いわゆる同一世帯から2人以上在園している場合、第2子以降の無料化の対象者に負担増となる保護者が20名いらっしゃいます。この現象は副食費が保育料に含まれなくなったため、一部の2号認定者において生じるケースでありまして、この方々の対応につきましては、今回の幼児教育の負担軽減を図る制度の趣旨から見ますと、町独自の新たな救済措置をすぐに制度化していかなければと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 先ほど町長の答弁の中で20名いる世帯にとっては、新しく制度をつくられるということで、そこは本当、保護者にとっては負担減になり、大変助かることと思います。

先ほど、町長答弁の中でありました、やはり予算的には厳しいものがあるのかなということで、答弁がございました。私も単純に計算をしてみたんですけども、先ほど町長が言われました、担当課に問い合わせたときの人数は、先ほど言われたように1号認定が87人、2号認定が231ということで、この年収の約360万円を超える免除の対象外となる子どもが1号認定の63人、2号認定の135人という回答でした。1号認定、2号認定、また、第一子、第二子、給食の実施日数などの細かな計算をしておりませんが、やはり1,000万程度の予算が必要になるのかなと思います。

しかしながらですね、小学校の給食費が現在4,000円なんですね。中学校4,800円となりますと、3歳から5歳の子どもが、主食はこれも別になっております。4,500円を支払ってくださいとなったときですね、保護者の方で違和感といいますか、なんで小学校より高いのという思いがあるかと思えますけれども、町長はその辺どのように思われるでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。そうかもしれません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** そこで、ちょっと考えてみてほしいんですけども、例えば4,500円、満額の補助ではなくてですね、1,000円とか2,000円補助をしていただくとですね、小学校より負担が小さくなるので、全額負担ではなく一部補助という検討はできないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。壇上で答弁いたしましたように、今後十分検討していきたいということを述べております。

まずその前に、給食費がなぜ対象から外れたのか、このことをやはりしっかりと私共、確認をしておく必要があります。要は、国の方針においては、自宅で子育てを行う場合も、やっぱり給食費、ごはん代がいります。ごはん、おかずですね。施設に入っておっても、当然食事は食代がかかるわけです。したがって、基本的にそういった双方のことを考えますと、やはり原則この食事代は保護者負担であるべきだろう。こういったこ

とから、今回の無償化制度におきましては、これが除外をされております。

今、議員からも一部はどうかという話がありましたが、そういったことも含めて今後検討していきたいと思いますが、そういった中で、今、学校給食におきましては当然、さっき言ったような基本的な考え方で保護者負担になっていますけど、少子化対策の一環として一部無料化にしておりますので、そういった制度等々も考えながら、今後新年度から制度の構築を図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。町長の方で今後検討されるということですが、検討される中にですね、今現在、川棚町の方には、川棚町学校給食費助成という制度がございます。現在、この中では中学校、小学校に3人お子様がいらっしゃるから3人目から無料となっておりますけれども、現在はこの幼稚園等が外されておりますので、この幼稚園等の中にですね、3歳から5歳を含めて第3子という制度の拡充というのは考えられないでしょうか。まだ、検討の中でですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。まず、今回の制度改革によつての、それぞれの国、県、町の負担については、さっき議員も述べられたように、今回の無償化に関してはすべて来年3月までは国が持つということになっておりまして、そういった観点からすれば、町の財政負担はここ半年間は減ります。

しかし、新年度からは従来に戻って、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、また、町の負担が増えてきます。しかし、その差引をしますと、負担についても全額、さっき1,100万というふうな財源を言いましたけど、半分ぐらいが実質負担増になるわけでございます。そういったことと、それから先ほど言いましたように、議員からおっしゃったような中学校の第三子以降の無償化ということもありますので、そういったところを総体的に判断をしながら、新年度子育て支援という考え方で、どういった制度を構築していけばいいのか、十分検討しながら制度設計をしていきたいと、このように考えております。

**議** 長 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** それでは今後の制度設計等に、どうなるかまだ明確な答えはないと思いますけども、その制度設計等を再度聞いてから、検討をさせていただきたいと思います。

その中でですね、今現在、たぶん4,500円でされるのかなと思いますけども、平成30年度の全国児童福祉主管課長会議の中の保育課少子化総合対策室関係の中で、保育現場の懸念といたしまして、そうおかれている中に、保護者に対する制度の改正内容等を説明をですね、施設に任せず行政が責任を持って行うこととされております。給食費が小学校より高い、先ほど言いましたけれども4,500円の徴収ですけども、これには主食が入っておりませんので、保護者的にはさらなる負担感が生じると考えております。また、施設において、無料の保護者と4,500円徴収される保護者が混在することの説明は、担当課としてはかなり厳しいものがあるかと考えますけれども、町長はその辺どのように思われるでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 今の質問の趣旨がよくわかりませんでしたので、副町長とちょっと確認したんですけど、保育現場に対しての説明をどうするかということなんですね。それについて、担当課としては大変説明しづらいだろうと。だから町長としてどう考えられるかということなんですね。担当課とはそういった議論をまだしておりませんので、もし担当課の考えがあれば、担当課長。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。波戸議員の質問にお答えします。保育現場の説明につきましては、今、担当者とは詰めておりません。ただ、保護者への説明方法につきましてはホームページまたは広報誌、そういったもので周知はしていこうと思っております。現場の、保育現場につきましては、今後ですね、担当者ともまた詰めて、より良い説明ができるようにですね、検討していきたいと思っております。以上です。

**議** 長 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** それでは、今言ったような懸念材料等もございますので、1

0月から円滑な実施ができるように取り組む必要があると思いますので、今後検討していただきたいと思いますが、今後どのような準備をされていくのか、今の課長の答弁どおりでよろしいのでしょうか。

**議**            **長** はい。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** それについても今後、再度検討されるということで、検討していくということでよろしいのですか。

**議**            **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 先程も申しましたとおり、保護者に対する周知につきましてはホームページでやるとか、町の広報であるとか、そういった部分を活用しながら周知を進めていきたいとします。制度改正に伴う事務等につきましては、電算改修とかがございますので、その辺は滞りなく進めていきたいと考えております。以上です。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。補足をして答弁いたします。まず、保育現場への周知につきましては、実は今度、近々、川棚町総合教育会議を開催する予定にしております、その中で保育園からも出席していただくように予定しております。そういった中で、保育園の先生方の意見を聞きながら今度どうしていくか、そしてまた町内の保育会等々とも相談をしながら、この件については進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

**議**            **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 終わります。

( 1 1 : 1 8 )

**議**            **長** 次に、堀池浩議員。

**5 番 堀 池** おはようございます。議席番号5番、堀池浩です。通告に沿って2項目について質問します。

まずはじめに、「移住者交流会」の継続実施と「移住者呼び込み大作戦」のチラシの継続発行についてです。

本町の良さを町民に知ってもらい、親戚や友人に発信してもらうため、今年3月に「移住者呼び込み大作戦」のチラシが町内全戸配布されました。私の元には「子育て支援で沢山いいことをしていますね」とか「いい企画です

ね」「私達も伝えていきますね」などの声が届いております。また、UターンやIターンの方と、川棚町の良さや課題を提供していただくための「移住者交流会」が3月17日に行われています。そこで次の点を尋ねます。

1つ、「移住者交流会」の中で出た評価や意見の内容はどういうものか。

2つ、今後「移住者交流会」の継続実施は考えているのか。

3つ、「移住者呼び込み大作戦」のチラシを更新しながら、毎年発行は考えていないのか。

次に、中学3年生全生徒にピロリ菌抗体検査を実施できないかについてです。

平成29年度から、特定健診にヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査が個人負担金300円で受けられるようになりました。

ピロリ菌除菌が胃炎や胃潰瘍、胃がんの治療に有効な手段と言われていきます。除菌、治療までの保健指導も重要ですが、まず保菌の有無を自覚することが保健指導の充実にもつながると思います。そこで28年度からは、佐賀県では実施されていますが、本町でも初めての受験を控えている中学3年生全員に、無償でヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査を実施することはできませんか。以上、壇上での質問を終わります。

**議 長** 町長。

**町 長** 堀池議員の質問にお答えします。2項目にわたって質問をいただきましたが、まず、「移住者交流会」の継続実施と「移住者呼び込み大作戦」のチラシの継続発行についてのご質問にお答えします。

この質問の中では3点をいただきましたが、1点目と2点目は関連がございませぬので、一括してお答えをいたします。

さて、本町の人口は、平成12年をピークに自然増減及び社会増減ともに減少傾向にあることから、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標といたしまして、社会増減の均衡を図ることを目標に掲げて、移住政策に取り組んできたところでございます。その結果、平成29年度までは転出超過となっておりましたが、平成30年度は転入超過に好転をしているところでございます。これが一過性に留まらないように、今後もしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

しかしながら、社会増減において、県内異動と県外異動を見ますと、県

内異動は90名の転入超過となっている一方、県外異動は54名の転出超過となっており、県外からの移住者を迎えることが課題の1つと考えております。

そこで、今後の移住施策のヒントを得ることとして、そして合わせて、移住者間のネットワークの構築を図ることを主な目的に、3月17日に移住者交流会を開催をしたところであります。参加者募集は公募によるものでしたが、Uターン者4名、Iターン者4名の8名にご参加をいただき、全員が県外からの移住者でありました。

交流会には私も加わりまして、「川棚町を知ったきっかけ」、「住んでみた感想」、「川棚町でのお気に入り」といった3つのテーマに絞り、意見交換を行い、Iターン者からは自然のすばらしさ、特に大村湾の美しさを絶賛されており、自然に一目ぼれをしたことや、地元の人との交流に魅了されて川棚町に移住することを決められたということでもありました。川棚町の強みとしては、公共交通、商店街、移住施設がコンパクトにまとめられていて住みやすく、福岡市内からのアクセスも、西九州道路の整備により格段に良くなっているということでもありました。

一方、足りないところとして、本屋がないことを参加者の多くが残念がっておられました。また、移住者を呼び込むためには、そもそも魅力がある町なので、その良さを伝えてほしい、もっとSNSの活用など情報発信に係る意見が多くありましたので、今後の移住定住施策に活かしていきたいと、このように考えております。

そして今回の参加者に、せっかくこのような機会での交流を持っていたことから、今後も移住者交流会を継続し、移住定住や町づくりに協力をお願いしたところ、参加者の皆様方も継続して実施を希望されましたので、引き続き本交流会を継続して実施をしていきたいと、このように考えております。

続きまして3点目の「「移住者呼び込み大作戦」のチラシを更新しながら、毎年発行は考えていないか」とのご質問であります。このチラシは子育て、医療、福祉、学校、交通アクセスなどの移住者が求める情報を盛り込んだ内容で、町民に配布をすることで、町民皆様に川棚町の魅力を再確認していただくとともに、町外の方へ移住情報を発信していただこうと

いう目的で、平成30年度に作成をしたものであり、今年3月に各世帯へ配布をしたところでもあります。早速、堀池議員のもとには町民の皆様方から好評の声が届いているとのことであり、うれしく思っております。

そこで今後の方針についてであります。まず、提供する情報に変更が生じた場合や、新たな移住定住情報の提供が必要となった場合には、正確な情報をお伝えするために更新する必要があると考えておりますが、毎年の発行につきましては今後の状況を見ながら検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に2点目のピロリ菌抗体検査についての質問にお答えいたします。

本町におきましてはヘリコバクター・ピロリ菌の抗体検査について、がん検診の検査項目の1つとして加え、40歳以上で、これまで抗体検査を受けていない方を対象に、平成29年度から実施をしているところであります。

対象者に中学3年生全員を加え、無償で実施できないかのご質問であります。佐賀県においては県全域、北海道においては42の自治体、そのほか神奈川県横須賀市、大阪府高槻市など約10の市や町で中学生を対象とした検査が、各自治体の負担において実施をされているところであります。

一方で、検査後の陽性判定が出た場合の除菌処理について、服用をする抗生物質の副作用のリスクや、10代で服用したあとの胃がんリスク減少の医学的検証が十分行われていない中での導入に否定的な自治体も多く、県内におきましても中学生を対象とした抗体検査を実施している自治体がないようであります。

本町におきましても、現在のところ、中学3年生を対象とした無償での抗体検査の実施は考えておりませんが、今後の国の指針や県内の実施状況等を勘案しながら検討してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 「移住者交流会」の継続実施はしていきたいと言われたんですけども、これは年に何回とか、だいたい何月頃とか、そういうある程度具体的な方針というのはあるんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。担当課長から答弁させます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 堀池議員のご質問にお答えいたします。今後の「移住者交流会」を今度どのように、何回するのかというふうなお尋ねでございます。現在ですね、3月17日に参加されました方々にご意見等をいろいろお聞きしているところでございますが、そこら辺の今後の参加者の意向をですね、確認したうえで、年間の実施回数等を決めていきたいと、そのように考えております。現在のところは今年度何回するということろまでは決定していない状況でございます。以上でございます。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 先ほど、平成30年に転入が超過となったということをお話しされましたけども、「移住者交流会」、Uターン4名、Iターン4名、計8名ということなんですけども、まだそれに参加できなかった方もおられるかと思うんですけども、この転入超過、移住して来られた方で、まだ参加されていない世帯とか、そういうのはわかりますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。まず、昨年1年間の転入転出の中で、転入が多かったということで、これは新聞で報道されておりました、昨年1年間で40人の転入超過であったと。長崎県全体では転出が多いわけですが、その中で大村市と佐々町と川棚町だけが転入が多かったということで新聞報道されたわけでございます。そういったことで、これが一過性にならないように取り組みをしっかりとしていきたいという思いはありますけども、どういった要件で転入超過になったのか、そこまでは把握ができておりません。そういった状況の把握もまず必要ではないかと思えます。そういった中で、移住者交流会を開催したわけですが、広報等で公募をして8人の方に出席をしていただきました。まだ、多くの方がいらっしゃるのではないかと思います。今後、担当の方ではそういった方々を発掘しながら、そしてこの移住者交流会をもう少し多くの方に参加をしていただいて、川棚町の活性化のために効果的になるような会を続けていきたいと、このように考えております。以上でございます。

**議** **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 今、町長の方から今後、まだ多くの方がおられるので発掘しながら、多くの方に参加してもらいたい、これが大前提かとは思いますが、そのためにも転入者の方の把握っていうか、その辺をやはり急ぎながらしてもらいたいなと思います。

次に移ります。「移住者呼び込み大作戦」のチラシと。私も見たときに、あまりにも題がストレートだなという感じがしたんですけども、毎年発行は今のところ考えていないけども、変更があった場合、特に今回だいぶ変更が少しずつ出ているかと思えます。子育て支援に関してもそうですけども、特に「ここがよかところさ」3番の医療の関係、この辺もちょっと変更が出るんじゃないかなと思います。また、川棚町がこういういいことをやっているねという声はあったんですけども、やはり多くの方が見られていない、貼って見てもらうようにということでやっておられたと思うんですけども、まだそういうのがあったのねという方もおられるので、できましたらば、これがA3の1枚で5,500部で確か17万、金額的には17万と負担も大きいかと思うんですけども、少しずつ内容を変化させながら、毎年の更新しながら発行というのは考えておられないかお願いします。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい。広報についてはですね、常日頃大事なことだと思っております、いろんな形で広報いたしております。そういった中で、この件につきましては先ほど言いましたように、内容等が変更になれば当然再発行は必要でありますけれども、担当といたしましても十分そういったことについては認識をしておりますので、今後の計画について、担当課長の方から答弁をさせます。

**議** **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 先ほど町長からの答弁がありましたとおり、内容の変更があれば当然変えないといけないということで、この発行はしないといけないというふうに考えております。ですが、まだ3月に出して間もないということで、反響の方も十分つかめていないということもございますので、そこら辺も見ながらですね、次期の発行については検討していきたいという

ふうを考えているところでございます。先ほど堀池議員がおっしゃったとおり、内容が変わっているということであればですね、来年度発行しないといけないということで考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀池** 今言われましたように、3月に発行されたばかりなので、今後の内容ということだと思えるんですけども、より充実した内容、また、よりわかりやすい内容というのを今後検討されて、次に発行されるときには皆さんが、全員が目を引きようなそういうチラシにしていただければと思います。

続きまして、ピロリ菌の検査の件です。先ほど言われましたけど、現在、特定健診のみでピロリ菌の検査ということになっているんですけども、やはり全国的にみるとかなり広がってきているのかな。中学3年生に対してのピロリ菌抗体検査は広がってきているかと思っております。特に、中学3年というのは初めての受験なんですね。その中で胃炎とか胃潰瘍とかなって、やっぱり受験がなかなかできなかったというのが全国的にもちょこちょこ聞こえてはくるんですけども、この除菌に対する効果とかりスクとか、問題はあるかもしれませんが、ピロリ菌を持っているよ、保有しているよというのがわかるだけでも各自、ピロリ菌に対してのそういう注意とか、そういうのができてくるんじゃないかと思えます。ピロリ菌の抗体検査というのは血液とか呼気、便、尿とありますけども、特に血液検査で3,000円程度でできるんじゃないかなと。中学3年生、150名ぐらいですから、毎年するとしたら年45万相当の額とはなるんですけども、何とかそのピロリ菌があるかないか、保有しているかどうか、それだけでも検査というのができないものかなと思っておりますけど、その点、町長の方はいかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。この件については担当課の方で十分検討してきておりますので、担当課長に答弁をさせます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** お答えします。中学生に対しますピロリ菌の抗体検査という

ことにつきましては、その是非についてですね、議員もご存じだと思いますけれども、積極推進派と慎重派と二分をされているような状況であります。ピロリ菌は胃がんの原因になりますので、感染の有無を調べて除菌を行えば胃がんを減らせるということで、理論上は思われます。

現在ですね、抗体検査をしている自治体におきましては、そのほとんどの自治体が一部または全部の助成を行っている状況でありまして、もし抗体検査を行うということになりますと、川棚町としましても、抗体検査の結果だけをお知らせして、あとは判断を任せるよというようなことでは自治体としての役割はどうかかなというふうに考えるとところもございしますので、その除菌を行うに当たってはですね、抗生物質の服用が考えられますので、危険なといえますか、危険な副作用がある抗生物質に対する医学的検証というのは、先ほど町長が申しましたとおり十分な検証がなされていないという状況でもございますので、慎重に行っていただきたいと思えますし、そのピロリ菌のチェックがですね、そうしたリスクに見合うだけの利益があるのかどうかということをやっぱり判断したうえで、公費で賄うのであればですね、相応の臨床的な検証が必要だというふうに考えておりますので、現在では抗体の検査を行う時期ではないのかなというふうに考えております。以上です。

**議**            **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** この除菌に関する副作用とかそういうリスク、確かにあるかと思えます。ただ、ピロリ菌抗体検査の後、除菌を全国で行って、胃がん自体が相当減ってきているという実態もあります。ただ、今私が言っているのは、その除菌までじゃなくてピロリ菌の抗体検査、ピロリ菌を持っていますよと、それがわかるだけでも将来的に高校、あるいは大学、進んだときにまたその各個人で検討できるんじゃないかなと。まずは、胃潰瘍ができる、あるいは胃炎が起こるとというのが不安のままよりも、その原因の1つであるピロリ菌、これをはっきりさせておいた方がいいんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。今、課長が答弁したように、行政の役割としてどうかということなんですね。ピロリ菌の、いわゆるピロリ菌を保有してい

るかどうかの検査だけして、あとは自分で判断をしてくださいということでは、やっぱり行政としての十分な役割を果たしていないと、こう考えます。したがって、もし抗体検査を実施をするならば、次の除菌に向けての対策をしっかりと講じて、講じたうえでしなければいけないと思いますので、現時点ではその除菌のリスク等々が考えられますので、積極的に取り組む考えは現在持たないというのが私の考えであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 今お話があったようにリスク、これについての、今後、リスクに関しての情報とかそういうのを収集していただいて、どこまでできるのかという町の責任問題ですか、その辺も今後の課題として検討していただければと思います。以上で質問を終わります。

( 1 1 : 4 4 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、小田成実議員。

**7 番 小 田** 議席番号7番、小田です。自治会バスの運行実現について質問いたします。

自治会バスの導入について、総務厚生委員会での地域公共交通に関する調査研究を経て、平成29年3月に西部地区総代会へ説明及び導入の提案がなされました。その後、協議が始められ、現在に至っています。

この提案を受け、西部地区総代会では協議を重ね、導入することを前提に、西部10地区で運行することとし、「川棚町西部地区自治会バス運行協議会」が立ち上げられました。

この協議会では、平成29年5月に先進地への視察研修や地域住民へのアンケート調査、説明会などを行うとともに、規約を整え、本年度からの運行準備が進められていました。町からの回答内容は、協議会が考えていた以上の補助などが含まれている内容でありました。

しかし、平成31年1月に長崎運輸支局から、自治会バス運行協議会が、各自治会からの負担金で運営されることが、道路運送法に抵触するとの見解が出されたため、今後、対応を検討されています。

そこで、この自治会バスの運行実現に向け、問題点や課題をどう捉えているのか尋ねます。以上、壇上からの質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 小田議員の自治会バスの運行実現についての質問にお答えいたします。川棚町西部地区自治会バス運行協議会が計画しておられた自治会バスにつきましては、通告文にあるとおり、昨年11月に運行用車両及び補助金等についての要望をいただいたところであります。その事業の内容が、西部地域の10の自治会が共同して事業主体となり、制度構築を図られ、参画される各自治会から1世帯あたり300円の負担金をご負担いただいで事業運営に当たるということで、行政の手を借りずに自主的に運営をしていくということでありました。

そこで予てから、私が町議会の一般質問において答弁をしてきたとおり、自治会バスに対して、町が支援を行う場合の要件に見合うものであったことから、運行車両については町で購入して無償提供を行うこと、運転手の報酬など、人件費と見なされる経費以外の運行に係る燃料費や消耗品、任意保険料などに係る経費に対し補助を行うこととして、平成31年度一般会計当初予算に必要予算を計上し、新規の補助事業として制度を創設しようとしていたものであります。

しかしながら、ただいま議員がおっしゃったとおり、今年1月になってから、長崎運輸支局から各自治会からの負担金が運送に対する対価と見なされ、そうした事業が道路運送法上の許可または登録を要することとなるとの見解が示され、計画されていた事業計画のまま運行を実施した場合、違法行為に当たるとこのように指摘を受けたところであります。そこで、これまで本町が想定していた補助事業の前提条件が変わってしまったことと判断し、やむなく自治会バスを支援する補助制度を創設することを見送り、合わせて関係予算の計上を取りやめたところであります。

監督官庁から指摘を受けながら、他の自治体において実例があるということで、当初の計画どおりに実施することを容認することは、法令を順守すべき町行政の立場として大変厳しいことであり、難しいことであり、運行車両の提供や補助の交付も行うことは不適切であるとのように判断した結果であります。このような事情により、やむを得ず自治会バスの運行に対する支援を見送った次第であり、ご理解を賜りたいと存じます。

そこで、自治会バスの運行実現に向け、問題点や課題をどう捉えている

かというご質問に対してであります。まず、当初計画していた収入として、各自治会からの負担金を充て運営することは、長崎運輸支局から違法行為に当たるとの指摘があった以上、見直していただくしかないものと判断されますが、各自治会からの負担金が収入としてなくなる場合、運転手に対する報酬の財源がなくなることになり、まったく無報酬で運転手を確保することが必要になってまいります。運輸支局から提供された資料では、市町村から交付される補助金に運転手の人件費や報酬等が含まれる場合は有償に該当し、許可または登録を要することとなるとの見解も示されておりますので、町は運転手の人件費や報酬等に対して補助を行うことはできないと、このように判断いたしております。

そのようなことから、自治会バスの運営にあたって、運転手を無償で確保し、安定的に運行の継続が可能なのかということが自治会バスの運行実現に向けた問題点であり、また、課題であろうと、このように考えております。町といたしましては、このことを最も危惧するところであり、多額の経費をかけ運行車両を購入して提供する以上、事業の継続性は大変重要でありますので、重要であると考えているところであります。

また、運転手の人件費に対し、自治会からの負担金または町からの補助金を充てる場合は、運輸支局からの指摘どおり有償運送に当たるものであり、その場合は町が事業者、運輸局、警察、輸送事業者などのメンバーで構成する地域公共交通会議を開催し、合意形成を図ったうえで道路運送法に定める公共交通空白地有償運送の登録を行う必要がありますので、これはかつて本町がコミュニティバスの制度創設を図り、そして断念をしたのと同じ構図となり、この課題の解決を図ることは大変難しいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** 西部地区でもですね、大変長い時間をかけて先進地を視察をしたり、当初は10地区全部が足並みを揃わなかったんですけども、いろいろな協議を重ねてですね、今の高齢者問題、ひいては免許返納に対する問題とかいうふうなことまで考えてですね、十分検討を重ねてきております。

それで、確かに運輸支局から指摘をされた内容はですね、私も運輸支局

に行って担当者から尋ねたときに、ボランティア運転手に対する、例えば昼の弁当代などには十分注意をしろよということも聞いてきております。ご指摘がそういうふうにして監督官庁からあっておりますので、それをどう解決をしていこうかというふうなことで、今西部地区ではですね、頭、考えを絞り出しております。そこで、この一番問題になっているのがボランティア運転手に対しての弁当代など、あるいは日当的なものが一番問題になっている状況ですので、その問題をクリアできれば、行政としては補助に対する回答書をもらっていますけども、そこは行っていただけるのかというのをお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。この事業で違法性がまったくなくなれば当初、私が考えていたような形で補助をしたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** 西部地区でも十分検討を重ねていきたいと思います。それですね、先般行った地区の総代会にもですね、地区担当職員さんをお招きしてちょっと懇談を行ったわけですけども、今後ですね、運行実現に向けてというふうなことでですね、地域担当職員を派遣していただいて、行政や長崎運輸支局、要するに監督官庁とのですねパイプ役としてですね、前向きに、要するに問題解決をどうすればいいかというふうなことをですね、取り組んでいただきたいと思いますけども、そこはいかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。先日、西部地区の総代会が開催されまして、地区担当職員をお招きいただいて、そういった話を協議したということで報告を受けておりますが、まずはこの自治会バスにつきましても、町といたしましては総務課が担当しておりまして、今回のこれまでの経過につきましても、総務課長が中心として対応をしてくれております。当然、議員がおっしゃるように地区担当職員もそういった地域の課題について、総代さんと一緒になって解決をしていこうという立場で制度設計をしておりますので、当然それはそのように指導をしていくつもりであります。基本的には総務課を通していただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

す。

**議** **長** 小田議員。

**7 番 小 田** 西部地区総代会ではですね、本当にこれを前向き前向きに捉えてきております。それとあと、運行できる見通しであるよと、もうちょっと待ってってくださいねというふうにはですね、地域住民にも答えているところもありますので、総務課が担当していらっしゃるというふうなことですけども、地域担当職員の方がですね、我々も法的なこととか、いろいろな監督官庁との連絡の取り方とかっていうのもですね、わからない点もありますので、協議の中にですね、西部地区での協議の中に、地域担当職員さんも一緒に入っていて、いろいろ問題提起をしながら、教えていただきながら、私達の地元の総代とか議員とかですね、話し合いを重ねていって、それを総務課に取り次いでいただくというふうなことで、本当にこれは前向きに取り組んでいく西部地区の総代さんすべてでありますので、最後にもう一度確認をさせていただきますが、本当にこのボランティア運転手の問題がクリアできれば、要するに法的に引っかからないというふうなことでクリアできれば、町は全面的にバックアップ、回答書どおりのバックアップをしていただけるというふうなことを、再度確認をさせていただきます。よろしくをお願いします。

**議** **長** 町長。

**町** **長** 先ほども言いましたように、この件についてはそういった違法性がなくなれば、当然町としては積極的に支援をしてまいりたいと考えております。ただ、これまでの経過を総務課長から聞いたりしておりますが、これをクリアするには大変厳しいんじゃないかという私は感想を持っております。この道路運送法の規制緩和等々が行われれば、もしかしたら実現できるのではないかと思います。しかし、現状の法制度では大変難しいところ認識をいたしております。しかし、総務課、あるいは地域担当職員を活用して、地域の課題を一緒に解決するという姿勢を持っておりますので、どうかご活用いただきますようによろしくをお願いします。以上でございます。

**7 番 小 田** 終わります。

( 1 2 : 0 0 )

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 2 : 0 0 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、炭谷猛議員。

1 1 番 炭 谷 議席ナンバー 1 1 番、炭谷猛です。ただいまより私の一般質問に入らせていただきます。

私は昭和 2 5 年 1 1 月 1 3 日生まれ、住所は川棚町岩屋郷 9 0 3 番地にあります。現在地に生まれて 6 8 年このかた住所変更は一度もしたことはありません。

3 0 歳の頃、我が家の家の過去帳、つまり過去を、歴史を調べたことがあります。我が家の仏壇の位牌には、一番古いのが宝暦 3 年 3 月 2 9 日、法名何某、俗名何某とあります。宝暦 3 年は西暦では 1 7 5 3 年よりであり、実に 2 6 6 年。その場での位牌でありますから、現実にはそこに 3 0 年、5 0 年住んだもとして考えれば、それ以前、3 0 0 年前から住んでおったというふうなことは推測はつきます。

当時は江戸時代の中期であり、江戸幕府の 8 代将軍徳川吉宗が将軍でありました。それから享和、文化、文政、天保、嘉永、安政、万延、明治、大正、昭和、平成、令和まで、私のうちの位牌が続いている分だけでこの元号が出てきます。今は位牌ではなく、昭和 5 5 年 1 2 月、我々の、私の宗門の福浄寺である先代の住職に移写をいたしまして、写し取る、炭谷家累代葬儀として葬られております。この 3 0 0 年の歴史の中で、あるいは 4 0 0 年の歴史の中で、先代の人々はこの地、川原、大地であり山、川を大事にして地域集落として存続し、世代がつながっていくからこそ私は今ここにおるのではないかということをつくづく最近思うようになりました。

しかし、残念ながら、今は起業者長崎県と佐世保市が計画している県営石木ダム建設計画地の真ただ中、予定地であります。また、隣の木場地区においては、もっと古い地域であり、永禄年間、武雄、後藤氏の侵攻に備えて築いた迎え城、小峰城との攻防戦の跡と石碑があり、その石碑が座っている上には、木場の歴史深い歌舞多城、いわゆる木場の史跡、この登り口の石

柱には、以上のように書かれており、1986年、実に33年前に川棚教育委員会ということも記されております。これはその30数年前に400年になる歴史の中を川棚町が公然と認めて教育委員会がそこに歴史として認めたという証ではないかというふうに私は捉えております。この永祿年間は1558年から1570年。既に460年程経過しております。

また、岩屋地区、皆さんご存知の、川棚町民の方でご存じであると思えますけど、昔は鬼が住んでいたと言われる岩屋神社をはじめ、江戸時代には関所があったというふうに言われる一番上の宅地跡もあります。

この地、木場、川原、岩屋地区に代々と営まれてきた生活、文化、地域の伝承の歴史をつくり上げた、先祖の人々が幾世代に渡って暮らしを継承してきたものと思っております。現在のように、川の近くに田を耕し、山、川の流れがあり、生活、生存していくには恵まれており、近代まで文化生活を営んで、以上のように400年、いや、500年かけて培ってきた3地区の歴史と文化。地域のここに住んでいる住民が生活を3集落としてきた、これは他所の地区と同様、延々と築かれてきた我々の先代のものだと。それがあからこそ我々が、この地川棚町にいるんじゃないかというふうに思っております。

ところが昭和37年、ヘルメット姿で長い棒を持った人達が山の中腹を動き回っていたのを今でも覚えております。私が小学校6年生でした。それでも昭和40年代の経済成長を一所懸命働き抜き、しかしながら、ダム問題だけが災いとなって今でもはばかっております。あれから何と56年、歳月が流れているのが現在です。

また、1982年、昭和57年、突如始まった機動隊を導入しての強制測量。町道、農道、また林道での機動隊で囲まれた測量隊のところ構わず杭打ち作業。機動隊に抗いながらの測量阻止行動。その当時の出来事、状況を今考えて思うときに、あのときの川棚の町政はどうあったのかということ、今の歳になって振り返り向いて考えて、少し考えてみました。

川棚町の行政のトップである故竹村寅次郎氏が、長崎県との交渉において、川棚町の石木ダムに対しての、地元3地区との覚書を交わしながら、回ることができずに、石木ダムの建設問題について、地域問題、それを全町としてどう捉えるかを川棚町長が描ききらずに、その場しのぎで、おまけに覚

書に書いてある申し合わせ事項をまったく無視し、実に守ることができずに指針も示せず、これが最大の石木ダムの失政であったのではないかと私は今も思っております。

その後、木場、川原、岩屋地区、3地区の120世帯あった住民を40年間にわたって川棚町の4代の町長、個人を非難するとは非常に悪い面があるかもしれませんが、我々が被ってきた、また、川棚町が指針を示してきたこの4代の町長の、当時元、故竹村寅次郎氏、同じく故岡村幹夫氏、元竹村一義氏、そして今の現職山口町長を含む、この歴代の町長が何と全員ともダムに対しての知識不足、勉強不足、いや、ダムについて勉強等しない姿勢、そして川棚の地域と住民への思いやりのなさ、政治力のなさ。このことが40年間にわたって3地区の住民を翻弄させてしまった原因であり、既に40年前には28世帯あった岩屋地区はまったくなくなりました。その後、1軒増えただけです。川原地区は13世帯となり、木場地区は地域分断となり、苦痛を強いられている現状であります。

こうした中に、長崎県収用委員会が収用裁決を出してしまった現在、そして中村長崎県知事が行政代執行の選択肢を排除しないという、極めて緊迫した状況と進んでいく中に、日本中の歴史でもあったことがないような行政代執行という混乱が発生し、川原、木場地区の地元住民の生活に支障をきたし、地域を分断され、通勤・通学道路はダムサイトで2キロメートル、3キロメートルと長くなり、ダム堰堤の付替道路においては、この上り勾配7%から8%の急激な坂を現在歩いている子ども達は、歩いて帰れと誰が言えるでしょうか。

この現実が目の前になっているときに、このことは私達が必ずや私が思うには、現在ここで言うておかなければならない、我々が先代から受けた地域であり、先代が地域を守ってくれた。この時期には言わずにはおれないというふうな私の思いがあります。400年、500年かけて、いや、それ以上かけて培ってきた歴史。地域と共にそこに住んでいる40年、住民の生活を50年で、現在の川棚町長が現役の時代で潰すのでしょうか。私は非常に危機感を持ちます。絶対に石木ダムは造らせてはなりません。川棚町長が自分の襟を正し、地域と地域住民をきちんと守ることができれば。この地は川棚町の地域です。川棚町長の政治が及ぶエリアです。川棚町長が起業者に対

してなぜ待ったのひとことを、ひとことも言えないのでしょうか。なぜ守ってやろうとはしないのですか。川棚町の山口町長のエリアの中の町民であるわけです、我々は。小さな自治体を守れないとは、大きな自治区を守れないというふうな良いことわざがありますけども、今の川棚町はこの現実の中に気づき、本当にダムが、石木ダムが川棚町に必要なのか、これを再度検証し、今こそ社会的に言われておるように、ダムのメリット面、デメリット面、ここを洗い出して、本当にダムが今の世の中に、ましてや40年、50年できなかった石木ダムが、行政代執行をして、日本のダム史上でもない13世帯という世帯を起業者に代執行をさせて、その当時である、首長である川棚町長は、相当なる責任があるというふうに私には思えてなりません。一旦建設されてしまうと数十年、いや、数百年という単位で、負の遺産でしかなく、ダムは建設されるまでは、建設される地域の住民が泣かされ、建設されれば下流域の人達が数十年、いや、100年という単位の中で被害を被っている今の現実。各地で新聞等によりますと、ダムがあったゆえの大水害、そんなこと1つ、2つではありません。こういった時代になってきているというのに、私は石木ダム反対運動をしてきた中で、今、建設されたあとの勉強もし、また、ダムというものができたあとに、どれだけの弊害を与え続けていくのかということを感じていくようになってきました。勉強したというより、させられたのかもかもしれません。

実はこの具体的な1つの例が、長崎県内にもあるのです。大村湾を隔てた、長崎県西海市大瀬戸町雪浦地区。角力灘より外海の方から雪浦を登っていった約7kメートルの上流に、雪浦ダムはあります。雪浦ダムの諸元について、参考までに申し上げますと、目的、洪水調節、上水道用水。堤高44メートル。堤頂146メートル。貯水量390万トン。昭和47年に着工し、50年6月に完工しております。水没地区は数世帯であったというふうに聞いておりますが、上流と水没世帯の、その当時は淡々とできていき、3年でできあがったようです。その後、皆さんご存じと思いますが、昭和57年の7.23長崎大水害、この当時に既にダムの満杯になった状態において、下流域には連絡はしたようではありますが、なんとここで大放流がっております。下流域、雪浦河岸では、ダムができるまでは経験したことがないような床上床下浸水が数百件発生したということ、私は2度、3度行って

聞いております。その後、第二雪浦ダムが、予定を県がしたそうではありますが、こういった惨憺たるダムの解放して、大量の流水を流したための被害を被った人達は、絶対に第二雪浦ダムを造らせなかった。また、それが時代を過ぎていくうちに、長崎の水事情が逼迫して、なくなったという事実もあるとは聞いておりますが、いまだかつてもまだできておりません。

このことは、私が先ほど言いましたように、ダムができてもある程度、学者の人に言わせますと、ある程度までは効果がある。大水になったらどうしようもないということが、先ほどから言っているように、愛媛県肱川町の問題、あるいは岡山県の上流のダムの決壊、そうしたものが川棚の石木ダムでも起こらないと誰が言えるのでしょうか。しかも、雪浦ダムでは今でも臭いヘドロが流れてくる。あるいは、黒い色の泥水が流れてくるということは月1回ほどあつとるというふうなことも先日お聞きをしました。水をきれいに保つためには、下に汚れたものを出す。これは人間でもダムでも一緒でしょう。汚水が溜まっていくということを示している。こうした中で、今一番思うことは、石木ダムができたときの弊害、被害のリスクを下流域の住民の人達に伝えて、ダムはこうあるんだということをきちんと皆に知らせていかなければならないというふうに、我々人類が、また、町民、理事者含めて一人の、私の人間としてもこれが問われているんじゃないかというふうな時期になってきたというふうに私は思っております。何かができあがって、大変将来によくなるという話は言いやすい。また、聞きやすい、受け入れやすい。しかし、何か将来ない方が、今がいいという、このことをなかなか知らしめるのも難しいし、ない方がいいというのをどの判断で持っていくかというのは非常に、人間感情動物ですからありますが、こういったことをダムの中であれば50年、100年のことを考えていくような時代にならなければならないんじゃないかということは私は思いますし、特にこのことは川棚町長に考えていただきたいと思えますし、これが我々の今から、まだ何とかあります。まだ、100年の計を考えていくと、今だったらまだ間に合うと私は思うのであります。これを皆で考えていきたい、いかなければならないという時代じゃないでしょうか。川棚町の山口町長の政治力のエリアの中、あなたの中にこの石木ダムの地域と問題は、あなたの責任の範囲の中にあるというふうに私は思うんです。これをなぜ、先ほどから言っておるように、もっ

ときちっとした形で起業。それにはまた佐世保の問題もあります。

佐世保の水は確かに4万トン足りないというような計算ができ上がっているように見えますけども、実は、佐世保の小さな川、あるいは北松の川、いろんなどころにはまだ不特定用水と言われ、水が現実にあるのに、二級河川の管理者、県がそれを認めない。そうした中で、4万トンの不足水を計算して出している。これが水道課が言う、俗に佐世保市内で水が1日4万トン足りないという根拠になってしまっている。現実にはあるのに、県が許可権を持ちながらしていない。そしてあるのに少ないときの水に使おうとしているくせに、している事実があるといいながらも認めようとししない。表面では。実は、川棚川も佐世保に1万5,000トン取るというふうな経過がありました。しかし、もう8年程度前に5,000トン増えて2万トンです。5,000トンは遊水水源、水が遊ぶそうです。そういったことでも現実に2万トン増えています。それは調べてわかったからのことです。川棚町とここはもちろん知っているというふうには私は思います。

今石木ダムが必要と言われて、昭和37年、先ほどの話から56年経っております。治水の問題です。当時、私達が竹村寅次郎町長にダム反対の意思を言っていたときには、治水は計画から5年後に付け足されたものですよということは、県が堂々と言っていました。事実、今でも治水は関係ないという考え方もありますが、ほとんどはなぜ付けられたということは語られない状況です。水道事業であると厚生省。治水を付け加えると当時は建設省が入って、今は国土交通省です。だから予算が取れるから治水は付け足しということが報道で言われておりました。これは事実です。私も覚えております。当時を。水害もまったくないから関係ないのです。我々が今、治水、治水と言っておりますけれども、それ以来、川棚川が氾濫したことはありません。全部水が溢れるのは内水面氾濫です。中組の川、あるいは栄町の低いところ、そういったところに水が溢れて、これを絶好のいい資料と思って長崎県は使っているだけのことです。まだ、岡山県真備町みたいに越水あるいは破堤というものがあつた事実がありません。利水の面から見ても、佐世保に水がないと言いながら、先ほど言ったようなデータの操作です。この治水と利水の問題についてはこれ以上、今は言いません。あとにまた回していきたいというふうに思います。

ダムができれば川棚の住民は逆に困るのです。ダムのデメリットの被害にあう利益のない、ダムのリスクを背負っていかなければならないのです。川棚町長が石木ダムの地元地権者、関係者、また、石木ダムの下流の被害にあう町民の声を聞かず、姿勢を変えなくても我々地権者、関係者は今後とも長崎県中村法道知事、また県収用委員会の梶村龍太の暴挙に対して抗議を継続し、敢然と戦っていくことを決に、ここに決意として申させていただきます。それでは次の項に移ります。

次に、川棚町の上水道問題に移ります。私は2年ほど前に、川棚町水道課へ、川棚町の上水道の件に相談に行き、排水統計年間集計表10年間分をいただきました。山水系（山道系、猪乗系、木場系）の取水量、排水量、注水量を調べさせていただきました。水系の猪乗系、木場系は深井戸の系の1日の平均取水量の山道橋の水量の1%未満でありますので、ここでその点は省略をさせていただきたいと思えます。水道系の言いました石木川、失礼、山道系の原水を取水をしている石木川、川棚川、場内浅井戸の系統別1日の平均取水量は、石木川1,820トン、これは日です、1日。全体の27%。川棚川1,095トン、16%。場内浅井戸3,721トン、これは57%。この数値は平成28年度の実績で、取水量合計1日の6,636トン、ほぼこの程度のようなようです。川棚町内で消費している水道。排水量となりますと若干減りまして5,724トン。これに、平成19年から平成28年の平均の推移を見てみますと、石木川の取水場からは29から20%の9%の開き。川棚川、これは山道橋の取水場ですが、20%から6%の開き。場内浅井戸については66から57%であり、取水場の石木川とは川原地区の川原取水場、川棚川とは山道橋の堰の取水場、場内浅井戸とは山道橋浄水場にある直径3メートルくらいの鉄製タンクのように見える井戸、15メートル程度のL型2本のパイプが通っており、井戸の深さは7、8メートルあり、山道のコンクリート堰より少し深く、水量はかなりあるとの話で、水質的にも表層水と石木の取水の中間ということです。水質的には、川棚浄水場、浅井戸、川棚川とも差が、差異がありますが、川棚取水場と川棚川は相当な違いがあり、今言ったように、浅井戸はそれら中間であります。3つの水源の水質、汚濁等が違うので、上記の比率で混合してろ過槽へ送り、沈殿を行って、その後消毒して、あとに排水しているということを聞いておりま

す。また、石木川川原取水場においては、原水の取水を行っておりますが、石木地区の水田耕作者のための、つまり稲作を作るための夏場、5月から9月いっぱいの取水協定書、昭和49年協定、これも見せていただきました。があるために制限があり、石木川の下流から2番目の可動堰、今は自動車会社がありますけど、あそこの近くの可動堰の越水状況を見ながら、川原の取水口を開閉して調整を行うということを聞いております。以上は私が水道課の、以前、森係長に聞いたことであり、現在、森課長はこの場でいらっしゃいますので、お世話になりました。

こういったことで、いろんな前置きをいたしました。石木ダム建設事業についての質問事項の①、石木ダム建設事業に伴っての川棚町民の生活用水である水道事業の源水確保の変更が、現在の山道系である（石木川、川棚川、場内浅井戸）が石木ダムよりの取水となり、流れている源水の利用からダムに溜まった水、流れの無い水となり、ヘドロの堆積が進み、汚濁等の水質が現在よりも悪くなっていくということが分かっているながら、石木ダムの建設後は川棚町民にその水を給水していくことは町民への背信行為ではないか。川棚町民の飲用水の面から考えた場合に、石木ダム建設は推進すべきではないのではないか。ないと考えるがどうか。

2番目、現在、川原地区の石木川の取水においては、川棚町と石木郷の水田耕作者の間で、先ほど言いましたように取水協定、覚え書きがあるが、石木ダムの建設後は水利権の変更に伴い協定、覚え書きの変更が発生すると考えられる。起業者との取水協定、覚え書きは必要とならないのか。

3、川棚町の水道事業で源水確保が石木ダムとなった場合、水量確保量と金額面での川棚町の受益者負担についてはどうなるのか。以上、質問をいたしたいと思います。

**議 長** 町長。

**町 長** 炭谷議員の石木ダム建設事業についてのご質問にお答えいたします。ただいま議員から、前段を含めて3項目についてご質問をいただきました。この一般質問は事前通告制でありますので、事前通告をいただいた3点についてお答えをさせていただきます。

まずはじめに、①の川棚町民の生活用水である水道事業の原水確保の変更に関する質問についてであります。現在の水道の水源は、河川管理者か

らの水利使用の許可を得て、川棚川と石木川から合わせて日量7,500トンを取水をしているところでもあります。の、取水となっているところでもあります。ただし、石木川から日量5,000トン以下、川棚川から取水する場合は日量7,500トンから石木川の取水量を減じた水量とされております。また、水利権以外に、場内浅井戸から日量7,800トン、小串深井戸から日量500トンを取水することで水源を確保いたしております。石木ダム完成後においては、川棚川から日量2,500トン、ダムからの直接取水で日量5,000トン、その他の場内浅井戸と小串深井戸からの取水形態となり、原水すべてをダムからの水で賄うこととはなりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、ダム完成後は、川棚町の既得水利権を渇水時にも安定的に取水できるようになることから、石木ダム建設は本町の水道事業の面からも有益であると、このように考えております。

質問の中ほどでは、水質の悪化について懸念をされているようですが、ダム水の水質管理対策として、水中に空気を送り込み、貯水池内の水を循環させ、水面の温かい水と底の冷たい水を混ぜ合わせることで、水面の水温を低下させ、植物性プランクトンが水面に集まりにくくしてアオコの発生を抑える曝気装置、通称エアレーションを設置することとなり、水質保全に取り組まれることと、このように説明を受けております。

また、石木ダムでは、ダムから取水する水の取水位置を、湖面から湖底近くまで自由に選べる選択取水方式を採用される計画であります。これはダム湖の水温や濁りの状態に応じて、取水位置を選んで取水する方式であり、選択取水設備の設置・運用により、浄水処理等に影響を与えない水を取水することができることから、飲料水への影響はないものと考えております。

よって、ご指摘の町民への背信行為にはあたらないことから、石木ダム建設については推進していく立場には変わりはありません。

次に②についてであります。石木川からの取水においては、昭和49年10月1日付で石木川の流水利用者と取水協定書を締結し、現在に至っているところでもあります。その条項の中で、「毎年5月1日から10月20日までの間は取水しないことを原則とする。ただし、この期間中でも、石木川流水利用者からの承諾を得たときは取水できる。」とされておりますが、ダ

ム完成後は町の水道用水の既得水利権とは別に、既得農業用水も確保されますので、現在締結している取水協定書は、ダム完成後は廃止する予定となっております。

また、起業者との取水協定や覚書については、既得水利権が存在するため、取水協定は必要ありませんが、取水する方法等の覚書は必要に応じて判断されるものと、このように理解をいたしております。

次に③についてであります。石木ダムは本町水道事業にとって既得水利権を安定させるものであり、新規水源開発ではありませんので、負担金は発生しないこととなっております。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 1 番目の答弁に対しまして、石木ダムからの取水は5, 0 0 0 トン、石木川からの取水は2, 5 0 0 トンというふうに言われましたけれども、この取水は、方法については先ほどいろいろ言われましたが、どこかに現時点で契約なり、そうした確約といいますか、どこの時点でいつ、どういうふうにこれが決まった経過があるのか。

それともう1つ関連ですが、2, 5 0 0 トンを石木川に一旦流してから取るということですね。石木川から取るということは。ダムから石木川に流して取るという。石木川じゃなくて、これは川棚川からの2, 5 0 0 トンではありませんか。以上、この2点。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。まず、前段の石木ダムの取水については、どこでどういうふうに決まっているのかというご質問であります。これは長崎県のダムの建設事業の中でそういう説明を受けておまして、その内容を今お答えしたわけであります。

それから2問目の2, 5 0 0 トンを石木川に流して取るのかという質問でありますけれども、これは壇上で申し上げましたように、川棚川から2, 5 0 0 トン、ダムから直接取水で日量5, 0 0 0 トンということになっております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** この5, 0 0 0 トンは石木ダムからで、2, 5 0 0 トンは石木川じゃない、川棚川の山道堰というふうに理解できますか。

議 長 町長。

町 長 はい。おっしゃるとおり理解をいたしております。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 この2, 500トンのほかに、いわば先ほど説明がありました浅井戸、浄水場の浅井戸、小串のボーリング場は取水していないというふうに聞いていたんですけども、それを復活させるという意味ですか。

議 長 町長。

町 長 そういう意味じゃなくして、そういった水利権を持っているということの説明であります。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 この排水統計年間集計表にありますと、小串の深井戸は0となっておりませんが、これを何十年も使わなくて、じゃあダムができてから使いましょうとなった場合には、そのくらいの、その小串の深井戸から取水量がいくらかとかまだ決まってもおらない中ではあると思いますが、復活するもんですかね。

議 長 町長。

町 長 はい。そういった意図で答弁をしたわけではありません。要は石木ダムができますと、渇水時期でも石木ダムから安定的に取水ができるということですので、現在、小串の水利権を、水利を復活させるということについてはまだ考えておりません。以上でございます。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 時間は2分ですか。

議 長 残り2分です。

1 1 番 炭 谷 ちょっと待ってください。時間を有効に使うために、ちょっとしばらく思案をいたします。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 3番目の負担金、受益者負担が発生しないという根拠はどこにありますか。

議 長 町長。

町 長 はい。新たな水利権を確保、獲得するものではありませんので、負担金は発生しないということになっております。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 それならば、県との交渉なり、経過なりがあつてのことと思  
いますけど、それはこっちの、町の思い込みだけではないですか。

議 長 時間ですが、答弁はありますか。町長。

町 長 県との交渉ということではなくして、私はそのように理解を  
いたしております。以上でございます。

議 長 時間です。よろしいですか。時間となりましたのでよろしい  
でしょうか。終了させていただきますが。

1 1 番 炭 谷 それではちょこっとだけ。石木ダムの取水についての5, 0  
00トンはきれいだというふうに言われましたが、この根拠が現段階では  
ありませんし、明らかにきれいなというふうには頷けることではありませ  
んのので、後日改めて再質問という形を取らせていただくように申し出まし  
て、以上、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

( 1 3 : 5 1 )

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 3 : 5 2 )

(…休 憩…)

( 1 4 : 0 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、小谷龍一郎議員。

2 番 小 谷 こんにちは。議席番号2番、小谷です。通告文にしたがっ  
て、百津地区川棚港埋立地緑地整備事業での消防団訓練施設の整備につい  
て質問いたします。

町内には一分団から七分団、そして本部分団と、町内全域にわたって多く  
の消防団に所属している方がおられます。この方々は、火災時や災害時な  
どの出動に備えて日々訓練をされているところであります。この消防団員  
が利用できるような訓練施設が整備できないかということで、次の質問を  
いたします。

昨年8月に行われました消防ポンプ車操法大会において、本町からは第一  
分団が出場しました。大会出場に際しまして、約半年前から訓練が行われ  
てきましたが、この中で訓練場所の確保が大変だったと分団の方から聞い

ております。

また、有事の際には、現場に到着した分団同士での水利から火点までのホース延長の連携も必要となることから、合同訓練なども取り入れるなど、新しい訓練方法なども考えられておられます。このようなことから以下の2点をお尋ねいたします。

①現在、県営事業として進められております、百津地区川棚港埋立地緑地整備事業におきまして、この百津地区川棚港緑地整備事業と言いますのは、川棚の自動車学校の先の埋立地に新しく造られる予定であります緑地広場の整備でありまして、この広場は災害時の避難場所などの防災目的で造られると聞いております。この整備事業の中の駐車場内になるかと思いますが、町内すべての消防団がホース延長の訓練や放水等の訓練を行えるような施設の整備ができないかということで、まずお尋ねいたします。

②訓練施設と併設して、訓練機材用の倉庫が設置できないかということで質問いたします。こちらに関しましては、1番目に質問いたしました訓練施設を造る場合、この訓練用の機材等を収納しておく倉庫ができないかということで質問いたします。以上、2点質問いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員の百津地区川棚港埋立地緑地整備事業での消防団訓練施設についてのご質問にお答えいたします。

平成30年度に開催されました第34回長崎県消防ポンプ操法大会においては、東彼杵郡を代表いたしまして第一分団が出場いたしました。訓練場所につきましては川棚浄化センター先の港湾用地を専用訓練所として確保し、3月下旬から訓練を開始し、8月5日の大会まで丸4ヶ月間にわたって訓練に励んでいただいたところであります。

操法大会の訓練場所の設定は、消防団の団長、副団長及び出場する分団と協議をしたうえで選定しておりますが、その場合において、出場する分団の意向を十分尊重したうえで決定をしているところであります。選定にあたっては、訓練を行うための広さが確保できること、訓練用の水利が確保できることなどの訓練が可能であることと、訓練場所が出場する分団にとって地理的に近い場所であることなどが要件として重要であると、このように思われます。

操法大会は一分団の例に限らず、今まで出場した分団は4ヶ月の長期間、ほぼ週に4日から5日程度の訓練を行ってきております。したがって、出場する分団の団員の勤務先から帰宅後、訓練に参加するための移動時間がなるべく少なく済む場所であることが必要になります。

また、消防後援会の方々も、訓練がある日は連日参加をされますので、そうした事情から訓練場所が地理的に近い場所であることが重要になると思われまます。平成30年度の第一分団より以前の例を見ましても、訓練場所は出場する分団に応じて場所を決定されており、地理的な要件を考慮したうえで訓練場所が選定をされているようであります。

そこで、今回のご質問にある県営事業として進められている百津地区川棚港埋立地緑地整備事業において、町内の消防団がホース延長や放水等の訓練を行えるような施設の整備ができないかということについてであります。地理的に見て第一分団及び第二分団からは近い場所であるとしても、次回、令和6年に出場の順番となっている第二分団やその次の第三分団にとっては地元分団からの距離が遠く、訓練場所としては適さない場所であるのではないかと、このように判断されます。すべての分団に有効に活用してもらえよう消防団訓練施設にはならないのではないかと、このように考えているところであります。

また、有事の際に現場に到着した分団同士での水利から火点までのホース延長の連携をするための訓練としては、毎年11月に火災防御訓練を実施し、さまざまな現場において各分団が連携して対応するための訓練を行なっております。このような各分団が連携して消防活動を行う訓練は、実際の現場において行うことがより現実の火災に役立つものでありまして、訓練のための施設をあえて設ける必要はないものと、このように考えております。

さらに、設備整備の工程上の問題として、県営事業により現在進められております百津地区川棚港埋立地緑地整備事業につきましては、施設整備に関して本町からの要望等の協議は既に終了しており、県において実施設計も終了し、昨年度平成30年度に一部着工をしていただいている段階であることから、改めて新たな要望を行うことは事実上大変厳しいと、このように判断しております。以上のようなことから一番目のご質問のような

訓練施設を設ける考えはありません。

次のご質問の②訓練施設と併設して訓練機材用の倉庫が設置できないかということにつきましても、①で答弁したとおり、訓練施設を設ける考えはありませんので、倉庫についてのまた同様であります。以上、答弁とさせていただきます。

**議**            **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** はい。それでは再質問に入らせていただきます。私の通告文の書き方が悪かったのか、一応、質問で出しておりますこの訓練施設と言いますのが、操法大会のことをちょっと書いていたんで、操法用の訓練場ということで取られたのかもしれないか、日頃の訓練の中で利用できるようなですね、施設が整備できないかというつもりで質問をしております。

その理由としまして、実際火事場であったり、災害時とかに消防団員が行った場合ですね、実際に火を消したりすることも大事でありますけども、そこに出動する団員の自分自身の生命を守るということも大事になってきます。やはり、新しく入られた方や、火事場に行かれたことがない方など団員の中にはおられます。そういう方でも、やはり火事を想定した訓練というものが日頃から必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、日頃から使えるようなですね、一分団だけではなく、川棚町全体の消防団が日頃の整備のときとかに訓練として使えるような施設ができないかということで聞いております。そういう点に関しては町長としてはどうでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。通告いただいた文章の中からは、操法大会のことを述べておられましたので、そのことに絞って答弁をさせていただきました。百歩譲ってそうじゃないんだと、日頃の訓練について質問したんだというふうに言われた場合、百歩譲ってでもですね、現在進めております川棚港埋立地の緑地整備事業の中のいわゆる、先ほど壇上で、駐車場というふうなことを言われましたが、そこに恒久的に設置をするということについては、否定的な考えであります。以上でございます。

**議**            **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 ただいま答弁ありました中で、県営事業でもある程度計画が固まってしまっているということで答弁がりましたが、例えばこの事業の中で、この一部だけでも、例えば町単です、整備をするなりですね、そういうことが可能かどうかというのをまずちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。先ほども言いましたように、この事業は既に昨年度から着工されております。したがって、可能ではないのでそういう答弁をしたわけでありまして。ご理解をいただきたいと思っております。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 では、今の計画の中に組み込むということは、仮に地元が、地元といいますか、消防団から要望が出たとしても難しいということで理解してよろしいのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。そのとおり理解されて結構です。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 この訓練施設に関してですけれども、前々から消防の役員の方とかからちらほら話は聞いておまして、実際行政側にもそのような話はちょっとはされていたと思うんですけれども、この計画の中でそういう議題ということはあがったことは今までなかったということでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。担当の総務課長から答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えいたします。消防団の専用訓練用地を設けるといふ要望は、今まで出たことはありません。正式に出たことはありません。以上です。

議 長 はい。小谷議員。

2 番 小 谷 これで終わります。

( 1 4 : 1 6 )

議 長 次に、水谷末義議員。

1 2 番 水 谷 1 2 番、水谷末義です。よろしく申し上げます。今回、通告

に沿いまして3項目の質問をさせていただいております。

まず1番目ですが、川棚町の今後の財政見通しと事業推進について。これについてまず主旨あたりを説明をしたいと思います。

全国的な少子高齢化が進み、人口減少が懸念されています。本町でも自然的な人口減少が見込まれます。そうした中で、財源確保が不透明であるというふうに思っております。今後65才以上の世代が増え、社会保障経費の増加が想定をされることから、財源確保が不透明になれば、本町が予定をしております事業推進、事業計画にも影響が考えられます。財政健全化は範囲的には良好を推移をしておりますけれども、今後の財政見通しと事業推進の考えについて町長の答弁を求めます。

2番目でございます。川棚町ブランド商品の取り組みについてでございます。

東彼杵郡内ではそのぎ茶・波佐見焼など、町をアピールする商品があります。川棚町としてアピールするブランド商品名がないように私は思っております。

農産物については、長崎県内産として店頭に並んでおります。トマトは「小串トマト」として商品化されておりますけれども、全国的に川棚町をアピールするネーミングがないように思っております。ふるさと納税者への返礼品を含めて、全国的な川棚町をアピールするブランド商品の開発ができないかと考えております。ブランド名で生産者や加工業者と一緒にあって、商品の取り組みについて考えるものがないか、町長に尋ねたいと思います。

3番目でございます。高齢者の運転免許証の自主返納に係る交通手段についてでございます。

全国では運転者のミスに伴う、高齢者の痛ましい交通事故が発生をしております。川棚町でも運転免許証の自主返納が増えることが想定をされておりますし、もし、この自主返納がされるとなれば、東部や西部地区では買い物や通勤、送迎など代替交通手段がなく、大変返納については難しいのではないかと考えております。

そこで、高齢者の自主返納を促すにも、何らかの方策が必要と考えております。運転免許証の自主返納に係る交通手段の検討について町長にお尋ねをします。以上、3点について壇上での説明とさせていただきます。質問

とさせていただきます。ありがとうございました。

**議 長** 町長。

**町 長** 水谷議員の質問にお答えします。ただいま3項目についてご質問いただきましたので、順次お答えをしてみたいです。

1点目の川棚町の今後の財政見通しと事業推進についてのご質問ですが、本町の人口の推移についてであります。平成12年度にピークの1万5,325人となり、しばらくは微増、微減で、現状レベルを維持しておりましたが、近年は減少傾向が続いており、国政調査の確定値を基に県が算出した平成30年7月の人口は1万3,680人となっているところであります。さらに、国の人口問題研究所の将来人口の試算におきましては、引き続き人口減少が進み、令和7年に1万3,000人を割り込むことが予測をされているところであります。

また、本町の財政状況につきましては、財政健全化法に基づき公表している指数において、平成29年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額がマイナス表示と、赤字額が0でありますので、マイナス表示で実質公債費比率につきましても年々改善が進み、11.6%と国の示す早期健全化基準の25%を下回っておりますが、将来負担比率が53.5%と前年度から15.2ポイント上昇をしている状況であります。

これは東彼地区保健福祉組合のごみ処理場改築工事に伴う建設負担金の影響によるものでありますが、なお、早期健全化基準の350%を大きく下回っており、地方債残高も平成20年度と比較すると約11億6,000万円の改善を図りましたので、今のところ健全な財政状況にあると、このように考えております。そして、財政運営につきましては、町内の経済状況を勘案し、将来の川棚町に必要な投資事業の積極的な取り組みと、持続可能な財政基盤の両面から適切に財政運営を行っている、このように認識をいたしております。今後も、国の地方財政計画の動向に最新の注意を払いながら、財政の健全化に努めてまいります。

そこで今後の財政の見通しについてであります。本町の歳入の柱となる地方税や地方交付税は国政に左右される側面はありますが、今後の人口減少によりやや減少すると見込んでいる一方、歳出は人件費が減少するものの、

社会保障関係経費は高齢化対策以外にも少子化対策、障がい者支援の制度の拡充により増加が見込まれており、財政は厳しさを増してくるものと考えております。また、庁舎建設に多額の財源が必要となることから、さらに厳しさは増すものこのように認識をいたしております。引き続き健全な財政を維持していくためには、自主財源の確保、経常的経費の削減、経常的経費の縮減、投資的事業の計画的執行、公有財産の有効活用などを徹底して取り組むことが肝要と、このように考えております。

また、総合計画や個別計画などにより掲げている主要事業につきましては、毎年策定する実施計画において情勢の変化や財源、財政上の整合性を図りながら進めているところであります。着実に主要事業を進めるためには、その財源となる国県交付金の確保や、有利な地方債の活用などが重要でありますので、引き続き関係機関に強く要望してまいる所存であります。以上のように財政上の整合を図りつつ事業を進めることで、健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

次に2点目の川棚町ブランド商品開発に関してのご質問にお答えいたします。

川棚町をアピールするような川棚町の名前を前面に押し出したブランドの開発に取り組む考えはないかのご質問であります。1つのブランドが皆さんに広く認知されるようになるためには、既にブランドとして確立している多くのブランドのように長い年月をかけ、その商品が熟成し、完成されていることが極めて重要な要因であります。このご質問にありました小串トマト、そのぎ茶、波佐見焼なども、長い年月をかけ、生産者や流通業者などのご助力により、今現在広く認識されるブランドとして確立されたものではないかと思っております。

ご質問のとおり、川棚町の名前を前面に押し出したブランド品は、現在見渡しても、川棚ナマコであるとか、川棚まんじゅう、そういった品々ではないかと思っております。川棚町を全面的にアピールしていくことは、川棚町のブランド戦略として非常に重要であると認識をしておりますが、ご質問のように川棚町というネーミングがついた新たな商品の開発を一から町が主体となっていくことは、非常に難しいのではないかと、このように考えております。新しく商品そのものを作り上げることは、先ほども述べましたが時間

やお金がかかることになります。名前を川棚町何々とかネーミングすればという問題でもないものと考えます。町が関わっていくということは、その商品が川棚町にふさわしいものかを判断するための基準を明確にする必要があると考えます。川棚町のブランドとして広く流通していくためには品質、生産量がある程度確保されることが必要であると、このように認識をいたしております。

現在、長崎県におきましては、農産加工品については長崎県全体でのブランド認証制度「長崎四季畑」があり、本町の農産物を使用した加工商品では、小串トマトのドレッシングやミートソースなどが入賞されているところでもあります。また、県央地区においては、今年4月に長崎県央農業組合と生産者が連携して、新たに「長崎和牛PREメートルIUメートル県央」を立ち上げられております。

そこで、川棚町ブランドの新商品の開発に町が率先して取り組むことは難しいと考えますが、例えばこれまでも木場の棚田米に係るパッケージ及びリーフレット作成など、国の補助を活用して町がバックアップをした実績もあり、いろんな支援ができるのではないかと考えておりますので、各関係機関から依頼等があれば、一緒になって進めていきたいと、このように考えております。

3点目の高齢者の運転免許証の自主返納に係る交通手段についてのご質問にお答えいたします。

近年、高齢者による交通事故が多発しており、つい最近では福岡市早良区の交差点で高齢者運転のワンボックスカーが交差点に突入し、運転者と同乗者が死亡し、多数の重軽傷者が出たという、大きな事故もございました。このような状況のなか、高齢者ドライバーによる交通事故への社会的関心の高まりや、平成29年3月の道路交通法の改正で、75歳以上のドライバーに対する認知機能検査が強化されたこともあり、県内では平成30年度で約4,200人の高齢ドライバーが運転免許証を自主返納しているとのことであります。そこで議員からは、今後の返納者に備え、交通手段がない東部西部地区に新たな交通手段が検討できないかのご質問であります。地域公共交通の手段といたしましては、東彼杵町が導入しているコミュニティバスや、波佐見町が導入している乗合タクシーなどが一般的であります。

以前、本町におきましても、一部バス路線が廃止となったことから、川棚町生活交通維持対策協議会を開催し、コミュニティバスなどの運行ができないか検討してまいりましたが、既存バス路線と競合してしまうことから、現時点ではこのような公共交通の実施は難しいと判断をしたところであります。

そこで本町が地域公共交通を補う新たな施策として、平成25年度から実施しているのが75歳以上の高齢者で、町県民税の所得割がない方を対象に、1枚450円のタクシー利用券を年間24枚交付する生きいきタクシー助成券利用事業であります。この事業は75歳以上の高齢者の約80%をカバーするとともに、制度創設7年目となり、制度自体の認知度の高まり、高齢者の方の外出を支援し、社会活動の範囲を広げるとともに、一定の成果が上がっていると、このように評価をしているところであります。高齢ドライバーの免許証自主返納者を対象にした事業ではございませんが、免許返納後に、もしこの制度に該当するようであればぜひご利用いただきたいと、このように考えているところであります。

また、高齢ドライバーが自主的に返納を促す仕組みづくりが必要と考えておりますが、県内では自治体や交通安全協会、タクシー協会などが、返納した方々へのさまざまな返納促進対策を行っておりますので、本町においてもこのことについては検討してまいりたいと考えております。本町といたしまして、東部・西部地区の地域公共交通につきましては、現時点では実施が難しい状況であります。交通弱者の救済や地域間格差の解消が必要との観点を持っておりますので、引き続き、他市町の事例等の情報収集や調査研究を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜わりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** ありがとうございます。それでは、まず、1点目の財政見通しと推進についてですが、今、説明の中で、今後人口減少に伴ってどういふような状況で税収関係に影響してくるのか、まだ不透明ということでもございましたけども、基本的に有利な補助金とか、有利な事業についてはですね、それぞれの担当課でいろんな調査研究をしながら事業について計画をされていると思うんですが、補助事業にしても、基本的には2割から

3割程度は一般財源といいますか、そういうものが必要になってくるんだろうと思っています。ですから、1億だったら2,000万前後の費用が一財として必要になってくるんだろうというふうに思われますので、こういう新規事業等に関しては特に事業の必要性、あるいは財政見通し、そういうものをですね、財政担当とも情報を共有しながら事業計画について採用等の判断をしていただきたいというふうなことをまずお願いをしておきたいと思います。これは一応お願いということで、2点目に移りたいと思います。

2点目の川棚町のブランド商品開発のことについてでございますが、これはですね、私も今町長から答弁がありましたように、長期的にこれは見えないといけないのかなと思っています。即席といいますか、1年、2年でできるような問題ではないと思っております。ただ、これをするにしても、営農者あるいはいろんな関係機関がございますが、そういうところとやはり意見交換をしていかないとこれは見えてこないのかなというふうに思っています。そういう中で、川棚町の土壌も含めて、あと営農関係ですね、これは県の普及所とかそういうものを活用しながら、あるいはJAさんの意見も、営農担当の意見も聞きながら、どういう状況で進めていった方がいいのか、あるいは、そのあとの加工業者といいますか、そういうものも含めて協議をしていった方がいいのかと思っております。そういう中で、基本的に意見を出し合わないと、どういうものに進んでいくのかっていうのも見えないので、そういう最初の取りかかりについて、町の方が何とか協力を得られないのかなというものが、私のこの質問の趣旨でございます。

そういう中で、最終的には生産者、加工業者がそれぞれ手を取り合えるような状況になれば、このブランド商品的なものが立ち上がっていくのかなと、少しは見えてくるのかなというふうに思いますけど、ただ、先ほども言いましたように、1年、2年ではまず解決しないだろうと。やはり数年かかるのかなというふうに思っていますので、その考え方でこういう各関係機関との調整っていうんですかね。バラバラの対応ではちょっと難しいので、できるだけ統一できるような意見集約みたいなものがないかどうかっていうのをお尋ねをします。

議 長 町長。

**町長** はい。お答えします。質問の趣旨がはっきり言ってよくわかりませんでした。多岐に渡っていたからかもしれません。そこで、私なりに水谷議員の発言を受け止めて答弁をいたしますが、この川棚町の町名を前面に出したブランド品の開発につきましては、過去においてもある議員からご提言をいただいたことがございます。そういった中で、今回、冒頭では町が率先してそれに取り組むべきではないかというふうなお話のようでありましたが、ただいまの質問では、そういった関係機関、あるいは営農者と協議をしてというふうなことにおっしゃいましたので、そういったことであれば当然町と関係機関、関係団体と協議をしながらそれに取り組むことはやぶさかではないと思いますし、そういった機会が得られれば、当然町としては積極的に取り組んでまいりたいと思います。

現在、川棚町としてはいろいろな機会に営農団体の総会に出席をしたり、あるいは基本的には農業振興協議会というのがありまして、その中で生産者、あるいはJA、県の普及所、そういった方々と協議をしながら、農業振興の施策については進めているわけでありますので、そういった中で今後さらに協議を深めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

**議長** 水谷議員。

**1 2 番水谷** はい。ありがとうございます。実施、今の川棚町のブランド商品については実施に向けた取り組みが今から進めていただければというのが私の考え方でございますので、今後、いろいろな機会の中でそういうものが提唱されながら、皆さんに浸透していくような考え方で進んでいただければ、私は今後、これが向かっていくのかなと、実施に向かっていくのかなというふうには推察をしますが、これは数年かかるというふうに思っていますので、今後よろしく取り組みをお願いしたいと思います。

次、3番目でございます。高齢者の運転免許証の自主返納に係る交通手段についてでございます。これについては、今、説明、回答の中でありましたように、平成25年度から75歳以上の方に一応、これは所得制限がございしますが、タクシーチケットの配布をされております。

ただ、先ほど他所の地区では免許証返納に対する対策のことも話をされましたけども、いろいろな調査をしながら、引き続き調査研究あたりをしながら

検討していくような話だったと思っているんですが、返納者だけではなくて、やっぱり、何て言いますか、75歳以上と言いながらも、どうしても身体の不自由な人とか、あと、家族で、どっちかと言えば高齢者ですね、そういう方で一緒に、足の不自由な方とか、歩くのが困難な方、こういう方がやはりおられるのが現状でございますので、やはりそういう不自由な方、これは身障者ということじゃなくても、身体の不具合がやっぱりあられる方、そういう方に関してはですね、何らかの格好でこの自主返納と含めて交通手段の確保が必要ではないかというふうに思っております。

ただ、どういうふうな方法が良いのかというのはちょっと私もわかりませんが、今まで検討されたもの、あるいは今後新たにするものというのが、交通手段のですね、実施に向けた考え方が出てこようかと思うんですが、やはりこれを検討される中でできるだけ、コミュニティバスは多少無理が生じているというふうに思っておりますので、やはり乗合タクシー的なものとか、地域をちょっと循環ができるようなものにですねしていただければというのが、私の考えでございますので、そこら付近についてはどのように考えておられるかお尋ねします。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。お答えします。実は、昨日の長崎新聞で県内の免許自主返納者、5月に502人ということで、月別ではこれまで最多であったという記事が載っておりました。昨年1年間の県内の免許自主返納者は4,200人ということで壇上で申し上げましたが、この記事によりまして、さらに多くなるということが予測をされます。その後、福岡でも事故もありましたので、さらに増えていく可能性はあります。そういったことで、こういった免許証を返納された方が社会参加をするためには何らかの交通手段が必要になってくるわけでございますので、今、議員がおっしゃったご質問については私も喫緊の課題だというふうに受け止めておりまして、その対策を早急に講じる必要があるという認識を持っております。

ただ、いろんな交通手段はある中で、コミュニティバスの運行であるとかそういった行政が主体となって取り組むことについては、道路運送法との関係から、取り組みが非常に厳しいということは前の議員の質問でもお答えをしたとおりであります。ただいま議員からは、例えば乗合タクシー

などということで、例を挙げていただきましたが、基本的に議員がおっしゃるような、町内を循環するような制度の構築は基本的にはできないということで認識をいたしておりまして、非常に私も悩んでいるところでございます。しかし、何とかしなければという思いはありますので、そういった気持ちの共有だけは水谷議員とはさせていただきたいと、このように思います。以上です。

**議** 長 水谷議員。

**1 2 番水谷** はい。ありがとうございました。やはり高齢者の事故に関しては、当事者は元よりなんですが、家族とか被害者とか、そういう方の代償も非常に大きいものでございます。今、核家族が進んでおりまして、各家には老人夫婦2人だとか、そういうものがある中で、やはり交通手段がないと自主返納は進まないだろうというふうに思っておりますので、いろんな方策が、限られた方策しかありませんけども、川棚町として自主返納がしやすいような制度につくっていただければというふうに思っております。そういうことで、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。これで終わります。

(14 : 48)

**議** 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(14 : 48)

(…休 憩…)

(14 : 59)

**議** 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** 長 次に、高以良壽人議員。

**9 番高以良** 議席番号9番、高以良です。次の2つのことについて質問いたします。まず1問目の公共施設のトイレ環境の改善についてということで質問いたします。

高齢の方や体の不自由な方からは、年を取るごとに、年々和式のトイレを利用するのが難しくなっていくという話を聞きますが、最近是一般住宅でも洋式トイレを設置している家庭が多くなっているということもあって、健常者であっても和式トイレは使いづらいと思っている人は多いのではないかと思います。

また、公共施設を訪れた人のその施設に対する評価は、トイレの環境により左右される部分もあるのではないかと思います。

体の不自由な人や高齢者に限らず、全ての人が気持ちよく利用できる施設にするためには、トイレ環境の改善も取り組むべき事項の一つと考え、次のことについて尋ねます。

まず1点目、町内の公共施設では徐々に洋式トイレの設置が進められていますが、今後の計画についてどのように考えておられるかお尋ねします。また、洋式化に当たっては、温水洗浄便座付きトイレの設置ができないか尋ねます。

2点目、城山公園のトイレは建物の出入り口に2、3段の段差があり、さらに男子用は洋式トイレがなく、車椅子利用の方はもちろん、車椅子ではなくても足の不自由な方などは利用がし難い状況になっています。

また、男子用トイレについては、大人の顔の高さくらいの所が吹き抜けになっているため、トイレの外であっても、目の前に他の公園利用者がおられる時は、お互いに相手の顔が見える状況にあるため利用しにくいということや、センサー式の照明も、暗い中に部屋の真ん中付近まで入らないと点灯しないという状況ですので、改善が必要と思いますがどのように考えておられるかお尋ねします。

3点目、中央公民館及び公会堂には温水洗浄便座付きの洋式トイレが設置されていますが、室内が狭くて利用しにくいので、改善が必要と思いますが、その考えはないか尋ねます。

4点目、教育キャンプ場のトイレは周囲が大きな樹木に囲まれているため、夜間は外部からの光も届きにくく、テントの位置からトイレまでの区間が暗くて利用しにくいと思われるので、トイレの周辺を照らす外灯を設置する考えはないか尋ねます。

また、トイレの中に落ち葉が吹き込んで便器の中にまで溜まっているときもあります。見苦しくて印象が悪いので、改善が必要と思いますが、どのように考えておられるか尋ねます。

次に2問目、城山公園の管理についてということで質問します。

城山公園は、本町の代表的な公園として多くの町民に利用されています。また、別名「工廠の見える丘公園」としてもホームページや観光パンフ

レットなどで紹介されていて、海軍工廠で働いていた人たちが川棚町に来られた時には、当時を思い出して立ち寄られることもあると思います。

公園を訪れた人たちに安心して気持ちよく利用してもらえるように、常に良好な管理をしておく必要があるとの思いから、次のことについて尋ねます。

1点目、至る所に溝や段差があり、体の不自由な方や高齢者、小さな子どもにとっては利用しにくい公園になっていると思いますので、段差を解消する考えはないか尋ねます。

2点目、広場の周囲にある溝には蓋を被せてありますが、その蓋は途切れ途切れに被せてあり、また蓋と地面との間には5センチ前後の段差があるため、足を踏み外して転んだり溝に落ちたりする危険性がありますので、溝蓋の全面的な設置と段差の解消を図る考えはないか尋ねます。

3点目、園内の草刈りは行われてはいるものの、適期に実施されていない場合もあり、適切な管理作業の実施をお願いしたいとの利用者の声もあります。管理作業を適期に実施するため、作業の回数を増やすか、または作業の時期を再検討するなどの考えはないか尋ねます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員の質問にお答えいたします。高以良議員からは2項目のご質問をいただきましたので、まず、1番目の公共施設のトイレ環境の改善についてのご質問にお答えいたします。

公共施設のトイレは、すべての方が気持ちよく利用していただけるような環境が求められていることは十分承知をしているところでありますが、財源確保のこともあり、思うように進んでいないというのが現状であることをまずご理解いただきたいと思います。

そこで議員からは4点のご質問をいただきましたので、順次お答えいたしますが、まず1点目の町内の公共施設の洋式トイレ設置の今後の計画、温水洗浄式便座付きのトイレの設置ができないかについてであります。町内公共施設は中央公民館、公会堂、勤労者体育センター、小中学校、都市公園、児童公園、大崎公園など多くの施設でトイレを設置をいたしております。その中で、中央公民館、公会堂、勤労者体育センターは平成28年度から30年度にかけて洋式化に取り組んでおり、中央公園も平成30

年度に川棚町身体障害者福祉会より会設立50周年記念として町に寄附をいただき、その寄附を財源の一部としていきがいセンター側にあります屋外トイレを温水洗浄便座付きで洋式化したところでもあります。

今後の計画につきましては、3小学校校舎のトイレ大規模改修を国土強靱化関連事業として令和2年度に予定をしておりますが、その他の施設につきましては、財源の確保の目途を立てながら計画的に実施していきたいと、このように考えているところであります。また、洋式化にあたっての温水洗浄便座付きのトイレは、施設管理人が常駐している場合に設置して考えさせていただきます。

次に2点目の城山公園のトイレ改善の考えはについてであります。議員ご指摘のとおり、その内容は十分承知をいたしております。そこで、小規模で部分的な改善は随時必要と判断しておりますが、全体的な改修については城山公園、中央公園、新谷公園など町内22箇所の都市公園において公共施設長寿命化計画を策定し、必要な経費については社会資本整備総合交付金事業を活用した取り組みを計画していく予定にしているところであります。したがって、城山公園のトイレも社会資本整備総合交付金事業として採択されれば、今後実施をしていく予定といたしております。

次の3点目につきましては、教育委員会所管でございますので、教育長に答弁をさせます。失礼しました。3番、4番については教育委員会所管でございますので、教育長に答弁をさせます。

次に、2項目目の城山公園の管理についてのご質問にお答えいたします。城山公園は昭和32年に慰霊塔、放送塔が建設され、古くから住民に親しまれており、公園としての要件を備えていたことから、昭和35年12月に都市公園として計画決定をし、運動広場、屋外、音楽堂、池、遊具などを整備し、近隣公園として翌36年4月1日に供用開始をされております。その後、施設の老朽化が進んだため、昭和63年度より施設の改修及び公園の拡張にも取り組んできたところであります。そこで議員からは3点の質問をいただきましたので、順次お答えをまいります。

まず1点目のいたるところに溝や段差があるが、段差を解消する考えはないかについてであります。段差があることは承知をしておりますが、利用者からは特に苦情は寄せられてはいないようであります。ただ、危険

性があると判断した箇所につきましては、今後対応を検討していきたいと考えております。

2点目の公園広場周辺の側溝への溝蓋設置と周辺段差解消の考えはないかについてであります。側溝への蓋設置につきましては、平成26年度に一部分を利用者の要望により整備したところでありますが、1点目の答弁同様に危険性があると判断した箇所につきましては、今後、対応していきたいと考えております。

3点目の作業管理の適期実施のため、作業回数を増やす時期を再検討する考えはないかについてであります。公園の維持管理としては緑化管理業務として樹木の剪定、施肥、防除と公園の草刈り、これは年5回実施をしております。その委託と週2回のトイレ清掃、草むしり程度の除草作業を委託を、毎年実施をいたしております。また、遊具等の安全点検も実施をしているところでありますが、そのような中、広場の草刈りについては適期実施を心がけているつもりであります。もしそうでなければ臨機応変に対応可能と判断しておりますので、ご指導賜りますようお願いいたします。以上、答弁いたします。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 公共施設のトイレ環境の改善について、3番目と4番目の項目についてお答えいたします。中央公民館及び公会堂のトイレについては、平成29年3月に和式トイレの一部を洗浄機能付き便座での洋式化や、既存洋式トイレを洗浄機能付き便座に取り替えるなどの改修を行っております。

具体的には中央公民館1階の男性トイレ及び女性トイレに各1箇所ずつ設置されていた洋式トイレを、洗浄機能付き便座に取り替えを行ったところです。また、併せて、身障者用トイレについても洗浄機能付き便座に取り替えを行っております。公会堂の1階の男性トイレ及び女性トイレについては、各1箇所ずつ設置されていた洋式トイレを洗浄機能付き便座に取り替えを行い、さらに男性トイレでは和式トイレ1箇所を、女性トイレでは和式トイレ4箇所を洗浄機能付き便座での洋式化へ改修しました。さらに2箇所の身障者用トイレについても、洗浄機能付き便座へ取り替えたところです。加えて、女性トイレ側の身障者用トイレには、オストメイト設

備を対応したところでは、

一般的に、洋式トイレは和式トイレに比べ、トイレ個室の空間は広くなり、立ち座りのときの前傾姿勢を考慮して、壁にぶつからないように便器と壁との間に必要な空間を確保する必要があります。そのため、トイレ個室の空間の取り方次第では、便器の選定や、ドアを外開き、または引き戸に変更するなどの工夫が必要となるものと考えます。議員からは中央公民館及び公会堂の洋式トイレについて、室内が狭くて利用し難いところのご指摘ですが、これまで中央公民館及び公会堂の洋式化への改修にあたっては、便器の数を減らさず、污水管等の配管についても既設管路を利用し、改修範囲が可能な限り少なく済むよう施工してきたところでは、そうしたことから、トイレ室内が狭く感じられる空間になってしまったという状況です。

個室空間を広げるためには、パーテーションを少し前面に出すことが必要となります。現状ではトイレ全体の空間に余裕がなく、男性トイレでは小便器の利用者の動きと洋式トイレの外開きドアの動き、女性トイレでは向かい側の和式トイレの利用者の動きと、洋式トイレの外開きドアの動きが交差する可能性が現状より大きくなりますので、これを改善するためには和式便器を減らして、個室空間を確保することとなります。今後、公共施設の長寿命化計画により、大規模に改修する折にトイレ全体の見直しを検討したいと考えているところでは、公会堂1階のトイレについても、和式トイレの個室空間をそのままの状態では洋式化しておりますので、空間を広げるには個室壁のパーテーションの調整が必要となりますが、公民館に比べるとわずかではあります、少し広い状況です。公会堂の男性トイレ及び女性トイレそれぞれの全体空間は、多少広げることができないのではないかと考えられます。このパーテーションが人工大理石製であり、女性トイレの場合は洋式化している片側全面の改修が必要となり、相当の費用も見込まれます。利用者の声を確認しながら、必要に応じて企画財政課と協議をしたいと考えているところでは、

次に、教育キャンプ場のトイレに関するご質問にお答えします。

教育キャンプ場は、スポーツ基本法第24条に基づき、野外活動及びスポーツレクリエーション活動の普及奨励を目的に設置しているところでは、

り、教育委員会では毎年7月に教育キャンプ場等において町子供育成会連絡協議会の協力のもと、親子レクリエーション活動のわくわくデイキャンプを実施しており、毎年100人ほどのご参加をいただき、楽しいひとときを過ごしていただいているところです。そのほか、教育キャンプ場はここ数年毎年年間約100人ほどの方がデイキャンプや宿泊キャンプで利用されております。議員のご質問では、教育キャンプ場のトイレの夜間業務において、テントの位置からトイレまでが暗く、利用し難いと思われるところのご指摘ですが、現地を確認したところ、ご指摘のようにテントサイトからトイレまでは下りの傾斜となっており、外灯がないため、安全面からも足元が確認できる程度の照明は必要と考えるところであり、対応を検討したいと思えます。

また、トイレの中に落ち葉が吹き込んで、便器の中まで溜まっているときもあり印象が悪いところのご指摘ですが、教育キャンプ場の利用にあたっては申請をしていただく必要があります。教育委員会では、申請の受付後は実際の利用日の前日までに電気と給水の利用ができるよう対応し、トイレ清掃についても毎月1回程度の清掃と、利用日前にはその都度清掃をしておりますので、ご質問のような苦情は利用者からはあっておりません。

しかしながら、トイレは周囲を樹木で囲まれており、強風のあとは落ち葉が吹き込んだりしているときもあると考えます。ご利用していただく前には清掃等適切に対応しているところをご理解いただきたいと思います。

なお、清掃前等で苦労しないように、日頃の施設管理対策として、落ち葉の吹き込み防止対策を今後考えていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** まず最初からいきますが、公共施設のトイレ環境の改善の1点目です。多額の財源確保が問題となってくるということで、そういうことについても理解願いたいというような答弁であったと思いますが、そうですね、財源のことを言われればなかなか質問をしにくいということにもなってきますけど、整備をしたり、改善をしたりする場合にはという前提条件は付けずにですね、少しずつでもいいので、毎年1箇所ずつでも洋式トイレへの切り替えということを考えていくということではできないのかお

尋ねします。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい。その件については、毎年少しずつ改善をしていっているつもりでございます。実は、これは公約でもありますように、少子化対策、それから高齢者に優しい町づくり、そういったことを掲げてこれまで行政に取り組んできておりますので、高以良議員のお考えと私の考えについては共通するものがありますので、今後もしっかりと対応していきたいと、そのように考えております。

**議** 長 高以良議員。

**9 番高以良** 温水洗浄便座付きのトイレの設置の件ですが、答弁では管理人が常駐しているところについては今後考えていきたいということでしたが、例えば公園などで、必ずしも管理人がいないところでも、トイレなんかは特にですね、使う前から汚れていれば、利用する人が自分もちょっとぐらいなら汚しても構わんだろうというような気にもなったりするんじゃないかなというふうに思いますが、常にきれいにしてあれば、自分もきれいに利用せんといかんということにもなると思いますが、管理面ではちょっと大変かなという部分もあると思いますが、そう予想、考えるほどには、管理人がいないからちょっと心配だとか、そういうことにはならないんじゃないかなと。ならないと言い切るわけにはいきませんが、心配するほどのこともないのではないかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい。お答えします。管理人がいなければ、十分な管理がでないのではないかと私は思っております。

**議** 長 高以良議員。

**9 番高以良** 一つの方法ということで提案もしたいと思うんですが、管理の方法としてですよ、例えば、今現在環境衛生の方で雇用されております環境美化推進員さんですかね、その方に定期的に巡回をしていただいて、汚れたり、ゴミが散らかったりしているときなどは掃除をしていただくというようなことは考えられないのかお尋ねします。

**議** 長 町長。

**町長** はい。お答えします。それは管理人がいないところに設置をした場合についての話でありまして、問題は、そこまで進めるためには多額の財源がいりますので、施設の長寿命化計画に一応乗せて、そして国県の補助を受けながら実施をしていきたいというのが私の基本的な考え方があります。そういった中で、そういった施設がもし建設できた場合には、そういった管理の方法はあるのではないかと、このように考えます。以上でございます。

**議長** 高以良議員。

**9番高以良** 私が今回の一般質問の通告をしたあとにですね、その質問の中で公共施設のトイレの環境についての質問をするということを知られた町民の方が、城ノ平の公園のトイレについては和式しかないの、利用するのが大変だということで、ぜひ城ノ平公園の洋式トイレの設置についても質問をしていただけないかというような電話をしてこられた方がありました。わざわざ電話をしてこられるということは、それほど利用者にとっては切実な問題として、洋式トイレを望んでおられる方があるということの裏付けにもなるというふうに思いますが、通告の中では具体的に城ノ平公園のことについては振れておりませんが、城ノ平公園の洋式化ということについてもどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。城ノ平ですね、城ノ平公園のことについて答えられる部分があれば考えを聞かせていただきたいと思います。

**議長** 町長。

**町長** はい。調査をして、検討してまいります。

**議長** 高以良議員。

**9番高以良** 2点目の城山公園のトイレの件ですが、社会資本整備事業ですかね。計画をしていきたいというようなことでありましたが、段差の解消については。城山公園のトイレの件ですね。大規模な改修についてはですね、それなりの費用もかかるので、なかなか難しい部分もあると思いますが、例えば段差の解消、入口のところの段差の解消も2段、3段ぐらい段があったと思いますが、ちょっとコンクリートを打ったりして、スロープをつければ出入りも十分楽になるのじゃないかなというふうに思います。それからほかにも、例えばセンサー式の照明も、私が1回入ってみた

ときには部屋の中央付近まで入らないと点きませんでした。センサーの位置を変えるとかということではできるとお思いますので、そういうふうなできる部分から改善をしていくということは考えられないかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。管理の具体的なことにつきましては担当課長から答弁をさせますけど、基本的に、城山公園のトイレは建設後かなり古くなってきております。そういったことから、一部補修をただけでは抜本的な改善にはならないとお思いますので、先ほど言いましたように、財源を確保して、そして全面的に改修をしたいというのが私の考えといたしますか、願いです。そういったことで今後取り組みを進めていきたいとお思いますけれども、そういった中で、今の管理のことにつきましては、担当課長の方から答弁をさせます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは高以良議員のご質問にお答えをさせていただきます。議員ご指摘の段差については現地も確認をいたしております。スロープ化について現在、検討は進めているところでございます。また、センサーにつきましても、中に入らないと点灯しない状況になっておりまして、入口に1箇所増設できないか、これも現在検討をしているところでございます。財源の問題もありますが、まず、実施額を試算をしてから財政局とも協議しながら事業化ができるかは、再度検討を重ねていきたいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番高以良** 答弁がありましたようなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからですね、また通告文に触れていないことなんですが、ちょっと項目も多くなるかなという思いもあって具体的に触れなかったんですが、トイレの外観ですね、これが暗いということもありますので、それから男子用とか女子用の表示、それが表示があっても、もう消えてしまってよく見ないとわからないとかですね、いう部分もありますので、そこら辺も併せて検討方できるものから対応をお願ひしたいというふうにお思ひます。

次の3点目の公民館とか公会堂トイレの件ですが、女性用のトイレの方

はちょっと入るわけにもいかなかったのでよく把握をしていませんが、男性用が公民館に1箇所、公会堂の1階に2箇所ですかね、洋式トイレがありました。公民館の方はときどき私も利用させてもらいますけども、とにかく頭が当たって利用しにくいと。公会堂の方も、2箇所のうち1箇所は少しだけ広いように感じましたが、もう1箇所についてはとにかく座った時点で頭が当たるといような状況であったと思います。私ぐらいの体格でそういう状況ですから、少し体格の良い方などはちょっと利用できないような状況になるんじゃないかなというふうに思いますので、大規模改修の折に検討したいというようなことであったと思いますが、それまで待たないで、できるだけ早くということは考えられないかお尋ねしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教育次長** はい。それでは私の方からお答えをさせていただきたいと思います。高以良議員がおっしゃるように、中央公民館のトイレにつきましては、和式の個室をですねそのまま使ってですね便器を斜めづけにしてですね、少しでも空間を取れるような形で配置をしております。中央公民館は、もう入られておわかりだと思えますけれども、どうしても個室の空間を広げるとですね、その前の小便器を利用される方との動きと、洋式便器を設置しているトイレの外開きのドアの開きがですね、動きが交差する可能性があつてですね、これは全面的な改修には、やはりそうした大規模な改修が必要になってくるんじゃないかと思っております。ただ、洋式便器を付けている室内についてはですね、斜めに配置することで、約、角から便器までの距離がですね50センチメートルぐらいは確保できております。ただ、そのままの距離が当然支障がないかと言えばですね、そうは言えないと思えますけれども、洋式便器のメーカーの説明書を見ると、やっぱり40センチメートル以上の感覚がほしいということで書いてありますので、概ねそれには準じて、その距離は保っているのかなと思いつつですね、やはり体型の大小にもよると思えますけれども、中央公民館はちょっと厳しい面があるかなというふうに感じております。

ただ、先ほど公会堂の方に1箇所、2箇所あるんですけども、1箇所はドア向きじゃなくて壁向きにですね、そのまま洋式便器が設置されたも

のに洗淨付きの便座を取り付けているという状況で、本当に利用がしづらいんじゃないかなというのは確認をしておりますので、これにつきましても、便器の向きを変えるというようなことが必要になってきますので、予算協議なども踏まえての折にでもですね、ちょっと協議はさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

**議** 長 高以良議員。

**9 番高以良** 予算編成の時点で協議をしたいということでしたので、ぜひそういうふうをお願いをしたいと思います。せっかく洋式を付けているのに、利用されないままでは無駄になってしまうというふうに思いますのでですね、ぜひ、大規模改修が近々あるのであればそれを待つのもいいかな、やむを得ないかなと思いますが、それがいつになるのかわからないような状況であれば、1箇所ずつでもですね、改善をしていくようお願いをしたいというふうに思っております。

次の4点目の教育キャンプ場のトイレの件ですが、外灯については設置する方向で考えていきたいというようなことであつたと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、落ち葉の吹き込みの対応の件ですが、1つの方法としてですね、今、和式ですので、床と便器の淵の高さが同じ、ほとんど一緒になっていますので、そのまま風に乗って落ち葉が入り込むというものもあると思いますが、これが洋式になると、便器の部分が少し高くなりますので、吹き込みの量もまったくなくなるかどうかわかりませんが、ずいぶん減るんじゃないかなというふうに思いますが、洋式への切り替えには考えがないか、お尋ねします。

**議** 長 教育長。

**教 育 長** はい。まだ教育キャンプ場のトイレの洋式化については、まだ検討しておりませんので、今後、検討課題として考えていきたいと思っております。

**議** 長 高以良議員。

**9 番高以良** 2問目の城山公園の管理の質問に移ります。まず1点目の段差の解消については、特別にその利用者からの苦情はあっていないが、今後対応していきたいということだったかなというふうに思いますが、特に

利用者からの苦情がないからということではほっといていいということもないと思いますのでですね、事故等が発生してからでは遅いので、できるだけ早くお願いしたいと思いますが、これについてもできるところから少しずつでも段差の解消を図っていくということは考えられないか、お尋ねしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。お答えします。その前に、先ほど高以良議員から通告にないことの内容についてのご質問をいただきましたが、私は関連するものについては極力答弁をするように心がけておりますけれども、やっぱり一般質問は通告制でありまして、これは議会と行政との約束事でもありますので、2問目の「これも通告文にはありませんが」と前置きしてご質問をなさるのは、こういった議会と行政との約束事からいかなものかと、このように思います。これについては議長の判断を仰ぐところでありませ

そして、ただいまの質問については担当課長から答弁させます。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは高以良議員のご質問にお答えをいたします。

現在、城山公園で溝に蓋を設置している箇所は、利用者が遊具、東屋、あるいはモニュメントを利用されるときに、危険性がないように溝蓋を設置したものでございます。現在、空いている箇所はあまり利用者が行き来をしないという判断をして、当時設置をしていないところでございます。しかし、広場全体の利用を考えた場合には危険性もありますので、必要に応じて今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**議 長** 高以良議員。

**9 番高以良** 利用者からの苦情の件で、追加で質問といいますか、触れたいと思いますが、町の方には直接はその段差の解消とか溝蓋の設置のことで要望とかはあっていないということだったようですが、私が聞いているところではですね、毎週土曜日に子ども達に、小学生に陸上を教えておられる方達がありますが、その練習の際には、溝蓋の上を走らないようにという注意をしておられるということでもありますけれども、低学年の、特に小学校の1、2年生も、1、2年生などの小さい子どもはですね、注意し

でも聞かずに蓋の上を走る子どもがおって、危険を感じているというようなことでありましたので、そういう状況であるということをお知らせをしておきたいと思います。段差の解消については、必要に応じて対応していきたいということだったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の3点目の草刈りの件でお尋ねします。草刈りについては、年5回草刈りをしていて、委託をしているということだったと思いますが、その5回の時期についてはいつ頃、いつというその時期を決めて5回としてあるのか、その委託を受けた方の判断に任せてあるのか、そこら辺についてはどのようになっているのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。契約時には、作業内容については十分担当課と業者と打ち合わせをして決めているつもりではありますけど、具体的にはどうしているのか、担当課長から答弁をさせます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは、私の方から高以良議員のご質問にお答えをいたします。年間5回の時期を契約の中で明記をしていることはありません。必要に応じて町から連絡をして、草刈りをしていただいております。つい先日、1回目を実施したところでございまして、高以良議員がおっしゃるように適宜実施をしてまいりたいというふうに思っておりますし、付け加えるならば、現在トイレ清掃を週2回行っておりますが、その委託先とも現在協議を進めておりまして、適宜草刈りへの対応について委託料の中でできるか、現在検討をして進めているところでもございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9番高以良** 今後検討していただくということですのでよろしくお願ひします。草刈りの時期についてですが、通常5月、春の5月頃ですね、5月頃になると草の生育も早くなって、伸びる、草が目立つようになってきます。先ほど触れた毎週土曜日に公園で子ども達に陸上を教えておられる方達の話聞いたことがあります。今年はずぶん6月の初め頃、先ほどありましたかね、6月の初め頃草刈りを実施されたということですからけれど

も、5月になると草も栄えてくるので、先ほどの子どもの練習にかなり支障が出てくるということで、数年前1、2回は町の方に草刈りをお願いをしたことがあるけれども、毎年お願いするのも面倒くさいということで、最近では5月頃草が栄えてきて、走ったりするのに支障があるような状況になるころに、自分達で草刈りをされているようです。そういう状況もあるようですので、ぜひ5月頃には、少なくとも1回は草刈りをしていただくように、検討の中で、検討していただきたいというふうに思いますが、そういうことは可能でしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。高以良議員は陸上競技の練習のことを前面に出してご質問をされておりますが、基本的にはここは都市公園でありますので、そこで陸上競技の練習をするということ自体はどうでしょうか。そこで、その練習に支障があるからもっと適宜に除草をしたらどうかというご提言ですが、この適宜かどうかについては担当の方でも十分把握ができないところもありますので、そういった情報をぜひお寄せいただいて、そしてそういったことへの対応をしていきたいというふうに思います。この陸上競技の練習はそこでするなということじゃありませんけど、基本的には都市公園であると、陸上競技の練習場所はほかにもありますので、そういったご指導もしていただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 反論するようになるかもしれませんが、城山公園で陸上を教えることについてはですね、その当時、一番最初の頃に、指導者の方が当時の教育長に話をされて、城山公園で教えるということについては、教育長の方から建設課の方にも話を通していただいて、いいと、城山公園での利用をしていいということは了解、町の了解も得ているということでありますので、そこら辺は理解をしていただきたいというふうに思います。

それと、陸上の練習だけのことを取り上げて言っているということじゃなくて、雑草が伸びてくると、一般の利用者にとっても利用しにくいということが出てきますので、ということで、陸上の練習のことを取り上げましたけれども、個人で公園の中をウォーキングをしたり、子ども連れで遊

んできたりされている方もたくさんおられますので、そういう面からも5月頃の草刈りというのは1回は必要になると思いますが、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お答えします。先ほど、陸上競技の練習のためにということでご質問をされましたので、私としてはそこで練習することはやぶさかではないけれども、基本的には都市公園であるということの答弁をしたわけであります。そういった中で、先ほど言いましたように、住民の方が快適に公園を利用するために、草刈りが必要であるということについては十分認識をしておりますので、それについては担当課の方で対応をさせてまいります。そういった状況がもし創出できていなければ、その都度アドバイスをいただきたいと、こう申し上げたつもりであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 質問を終わります。

( 1 5 : 4 7 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 通告者の質問がすべて終了しましたので、これで一般質問を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで本日の会議を閉じます。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 5 : 4 8 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 毛利喜信

会議録署名議員 初手安幸